

# 令和2年度第1回広島県国民健康保険運営協議会 次第

日 時：令和2年7月27日(月) 19:00～20:30  
場 所：県庁北館2階 第一会議室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 広島県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る諮問について
- (2) 広島県国民健康保険運営方針の中間評価について
- (3) 広島県国民健康保険運営方針の中間見直しの骨子（案）について
- (4) 広島県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る検討状況について

## 3 意見交換

## 4 閉 会

### 【資料】

資料1	広島県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る諮問について
資料2	広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について
資料3	広島県国民健康保険運営方針の中間見直しの骨子（案）について
資料4	広島県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る検討状況
参考資料1－1	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
参考資料1－2	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料1－3	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め
参考資料1－4	知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則
参考資料1－5	広島県情報公開条例（抜粋）
参考資料2	平成30年度国民健康保険の現況
参考資料3	保険者努力支援制度の取組について

## 広島県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(任期 : 平成30年4月1日～令和3年3月31日)

(区分毎に五十音順、敬称略)

区分	氏名	公職名等	
被保険者代表	いのうえ さちこ 井 上 佐智子	(広島県地域女性団体連絡協議会 推薦)	新任
	ちかみつ としおみ 近 光 敏 臣	(広島県年金受給者協会連合会 推薦)	
	ふるえ ゆきえ 古 江 由紀枝	(広島県民生委員児童委員協議会 推薦)	新任
	みやまえ みほこ 宮 前 美方子	(広島県商工会連合会 推薦)	
保険医又は 保険薬剤師代表	あおの たくろう 青 野 拓 郎	公益社団法人広島県薬剤師会 副会長	
	いわさき やすまさ 岩 崎 泰 政	一般社団法人広島県医師会 副会長	新任
	こうの みねき 甲 野 峰 基	一般社団法人広島県歯科医師会 会長	
	まつむら まこと 松 村 誠	一般社団法人広島県医師会 会長	新任
公益代表	いとう としやす 伊 藤 敏 安	広島修道大学 国際コミュニティ学部教授	
	きぬがさ まさずみ 衣 笠 正 純	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事	
	たかた こうき 高 田 公 喜	広島県消費者団体連絡協議会 幹事	
	よこて ひろやす 横 手 裕 康	広島県社会保険労務士会 専務理事	
被用者保険等 保険者代表	かんだ かずゆき 神 田 和 幸	全国健康保険協会広島支部 支部長	
	に い のりひろ 新 井 法 博	健康保険組合連合会広島連合会 常任理事	

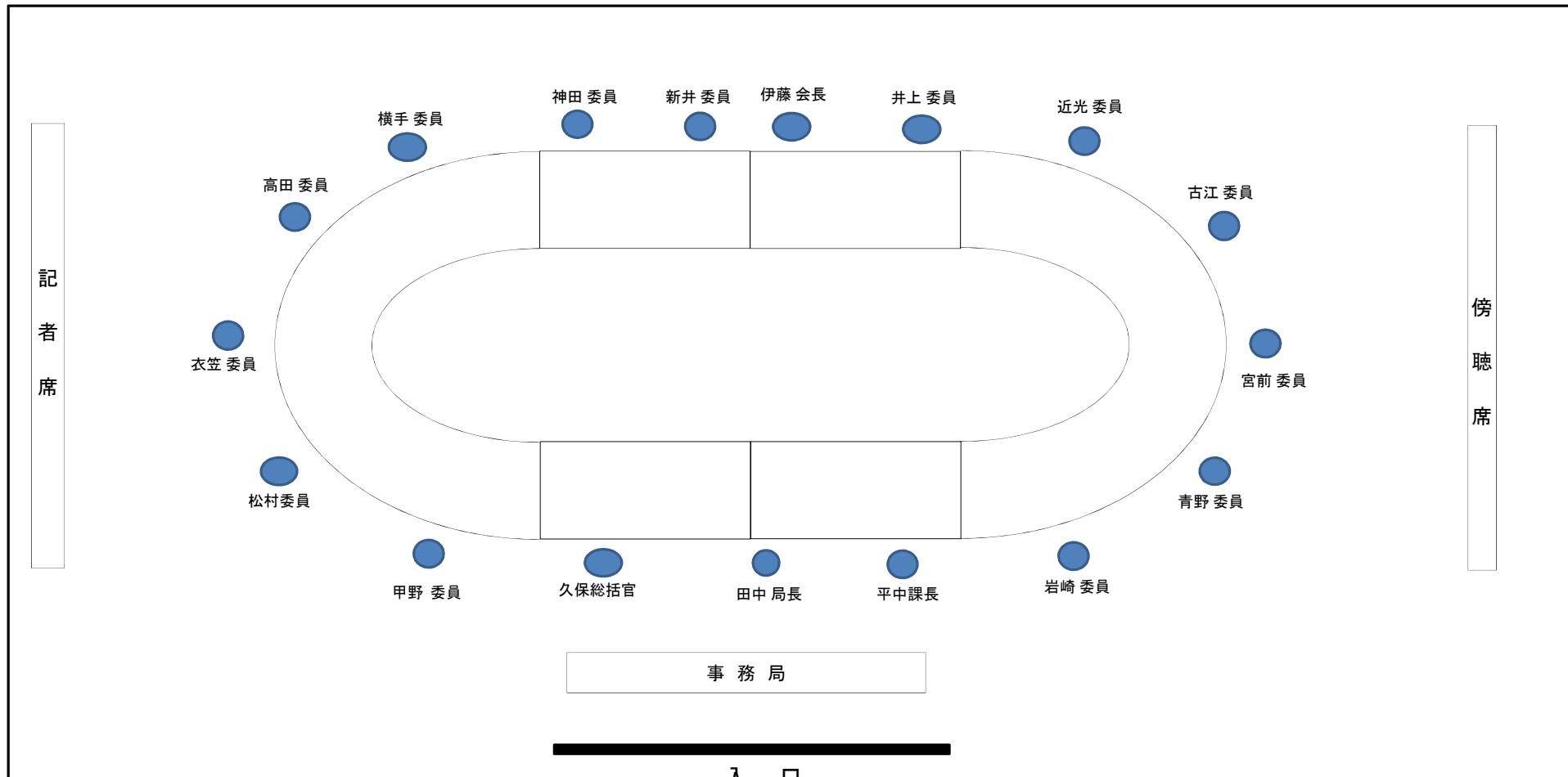
### 【事務局】

広島県	田 中 剛	健康福祉局長
	久 保 康 行	総括官（地域共生社会推進）
	平 中 純	国民健康保険課長

# 広島県国民健康保険運営協議会 配席図

日時:令和2年7月27日(月)19:00~

場所:広島県庁北館2階第一会議室



## 「広島県国民健康保険運営方針」の中間見直しに係る諮問について

### 1 趣旨

広島県国民健康保険運営方針（平成 29 年 12 月策定）の中間見直しについて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条の規定により、広島県国民健康保険運営協議会の意見を求める。

#### （広島県国民健康保険運営方針策定の趣旨）

平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体として中心的な役割を担う一方、引き続き、市町が担う被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業、その他の保険者の事務を各市町が共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進するため、都道府県が県内統一的な国民健康保険の運営方針を定めるもの。

#### （国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要な事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

### 2 現行の運営方針の概要

#### （1）策定の目的

国民健康保険の安定的な財政運営と市町国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ることを目的とするとともに、「保険料水準の統一」と「市町国民健康保険事業の標準化」を目指す。

#### （2）対象期間

平成 30 年度～令和 5 年度

#### （3）基本的な考え方

被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性にも配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、県全体の医療費水準の適正化を図る。

#### （4）施策目標

施策内容	具体的な取組	取組実績
保険料率の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の算定、提示</li> <li>保険料額が急激な負担増となるよう 6 年間をかけた激変緩和措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、各市町合意のもと準統一の保険料率を算定及び激変緩和措置を実施</li> <li>準統一までの間は、各市町は資産割の廃止、応能・益々割合の調整等や独自の緩和措置を計画的に実施</li> </ul>
保険料（税）徴収の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上を目的とした口座振替の原則化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市町において口座振替の原則化を実施</li> <li>口座振替勧奨ポスター及びチラシの金融機関等への掲示を実施</li> </ul>
医療費水準の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費水準の見える化</li> <li>医療費適正化対策</li> <li>保健事業等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者負担の公平性確保や保健事業の充実により医療費の適正化を推進</li> <li>特定健診（R1）と特定保健指導（R2）の自己負担の無料化及び受診勧奨事業の充実</li> <li>特定健診に追加健診 4 項目を標準化（R2）</li> </ul>
財政収支の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤字削減計画の策定、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定対象 3 市町は、赤字解消・削減計画を策定し、計画どおり赤字額の削減を実施中</li> </ul>
保険事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険事務の標準化</li> <li>事務処理マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証の様式・更新時期の統一（H30）</li> <li>特別調整交付金（結核・精神）に係るレセプトチェック、申請事務の共同実施（R1）</li> </ul>

### 3 本県の国民健康保険の現状

項目	H27	H28	H29	H30	増減率 (H27 と H30 の比)
被保険者数（人）	635,774	604,130	577,482	555,482	△12.6%
65歳以上の割合(%)	45.2	46.6	48.1	49.0	3.8%
保険料（税）収納率(%)	91.29 (全国37位)	92.18 (全国36位)	92.71 (全国36位)	93.16 (-)	1.9%
一人当たり医療費(円)	県内 406,385 (全国ワースト9位) 全国 349,697	402,770 (全国ワースト10位)	407,503 (全国ワースト13位)	405,483 (全国ワースト13位)	△0.0%
特定健康診査受診率(%)	県内 25.7 全国 36.3	26.7 36.6	28.3 37.2	30.2 37.9	4.5% 1.6%
特定保健指導受診率(%)	県内 28.8 全国 23.6	29.5 24.7	29.7 25.6	30.3 28.9	1.5% 5.3%

### 4 運営方針の中間見直しの主な視点

- ・保険料水準の統一に向けた議論の深化
- ・保険料（税）の徴収対策の充実・強化
- ・医療費適正化の更なる推進
- ・市町国民健康保険事務の標準化の更なる推進

### 5 検討体制



# 広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

資料2

施策内容	保険料率の平準化
施策目標	統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現
取組項目	第2 市町村国保の医療に要する費用及び財政の見通し

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題		
					成果指標	目標値	H29	H30				
4(2)	赤字解消・削減計画（目標年次）	・解消すべき赤字のある市町は、平成30年度から6年度以内に赤字を解消する赤字解消・削減計画を策定し、この計画及び取組状況は、連携会議に報告し、その結果を公表する。	27 28	○解消すべき赤字（法定外繰入）のある3市町（広島市、三次市、大崎上島町）は、平成30年3月に赤字削減・解消計画を策定した。 ○平成30年度の取組実績は、3市町とも計画で定める赤字削減予定額を達成した。 ○平成30年度の取組実績を連携会議（R1.10）に報告し、県のホームページで公表（R1.11）した。	赤字削減計画に基づく、各年度の赤字削減予定額を達成した市町	—	—	3市町	—	全部実施	引き続き、3市町が計画に基づき赤字額が削減されるよう市町の取組みを確認する。	—
5(1)	財政安定化基金の設置	・法第81条の2に基づき県に設置している財政安定化基金は、市町に保険料（税）の収納不足が見込まれる場合の無利子貸付などに活用するとともに、医療費の増加などによって県国保特別会計に繰り入れるため取り崩すものとする。 ・交付額の補てんについて、法第81条の2第5項に定める財政安定化基金拠出金は県内全市町で負担することとする。 ・貸付を受けた市町の返済分は、当該市町が負担するため、事業費納付金に個別加算することとするが、返済財源として、当該市町のみ保険料を賦課・徴収することになる。	28	○毎年度、医療費の増加等を考慮した基金繰入の検討を行っている。 (繰入実績は無し) ○平成30年7月豪雨災害に係る保険料収納不足分について、2市町に基金交付を行った。 ○毎年度、各市町に基金貸付の申請見込を照会している。(貸付実績は無し)	—	—	—	—	—	全部実施	保険料収納不足による基金貸付返済分の対応については、統一保険料率算定における保険料収納実績等の取扱い整理の中で検討する必要がある。	準統一の前提となっている「保険者としての負担の公平性」の考え方に基づき、保険料収納実績等の取扱いを再整理

※1 【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2 【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	保険料率の平準化
施策目標	統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現
取組項目	第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1		進捗状況			実施状況※2	課題		
1(1)ア	保険料・税の種別	・保険料を賦課している市町が4市、保険税を賦課している市町が19市町	31	・保険料を賦課：4市（広島市、呉市、尾道市、大竹市） ・保険税を賦課：19市町	—	—	—	—	—	・保険料と保険税の種別について、市町で統一されていない。 ・保険料と保険税は法的根拠が異なるため、例えば、消滅時効などの取扱いに差異が生じる。 ・保険料（税）の納付回数、延滞金の賦課基準、不能欠損の取扱いが市町により異なっている。 ・資格者証及び短期被保険者証の交付基準が市町により異なっている。	・賦課権の期間制限、徵收権及び還付請求権の消滅時効など、保険料と保険税で異なる取扱いを解消するため、保険料又は保険税のいずれかへの統一を検討する必要がある。 ・保険料（税）の納付回数、延滞金の賦課基準、不能欠損の取扱いの統一に向けた検討を行う必要がある。 ・資格者証及び短期被保険者証の交付基準の統一に向けた検討を行う必要がある。	
2(1)	統一保険料率	・激変緩和措置期間（6年間）終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図る。 ・その後、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率とすることを目指す。	37	○各年度における準統一の保険料率を算定し、市町に提示している。 △収納率均一化の具体的な考え方の検討を行っていない。	—	—	—	—	一部実施	・準統一の保険料率算定における保険料収納実績等の取扱いを整理する必要がある。 ・完全統一への移行要件である収納率の均一化について、考え方の整理を進める必要がある。	・準統一の前提となっている「保険者としての負担の公平性」の考え方に基づき、保険料収納実績等の取扱いを再整理 ・収納率均一化の考え方を早期に整理し、検証を進める。	
3(4)	算定方法	・統一保険料率を目指す標準保険料率と連動するため、資産割を廃止し、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式とする。 ・なお、資産割の廃止に伴い、被保険者の急激な負担増とならないかどうか該当市町で判断の上、激変緩和措置期間中に限り、経過措置を設けることも可能とする。	39	○各市町において、経過措置等を踏まえた資産割廃止時期の検討を行い、進捗状況を連携会議等で確認している。	資産割採用市町	R6年度0市町	18市町	12市町	11市町	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
3(6)	均等割と平等割の賦課割合（軽減措置前）	・応益割の中で被保険者均等割と世帯別平等割との割合については、現行制度における標準的な構成割合（35：15）を基本に、県全体で70：30とする。	40	○各市町の方針に基づき調整し、連携会議で進捗確認を行っている。 ○子育て世帯の負担減のため均等割率の引下げを検討したが、対象世帯が少なく市町毎に年齢構成も異なること等から、現行どおりとした。	—	—	—	—	全部実施	標準的な構成割合に基づき、引き続き進捗確認等を行っていく。	引き続き、標準的な構成割合を基本に、国の公費や動向を注視しつつ、子供の均等割の軽減について検討	
3(10)イ	事業費納付金の〔うちの保険料収納必要総額〕の算定対象としない経費	・保険料（税）の減免及び一部負担金の減免については、各市町の減免基準の統一ができれば、保険料収納必要総額の算定対象とすることは可能	41	△条例等に基づいた市町毎の基準で減免を行っており、減免基準統一の具体的な検討は行っていない。	—	—	—	—	未実施	減免基準の統一について、検討を進める必要がある。	保険料の統一に伴い、その減免基準の統一（県全体の必要額算定対象化）を検討	
3(10)ウ	事業費納付金に個別に交付見込相当額を加算する公費	・過年度の保険料（税）収納見込額については、激変緩和措置期間内には適用しませんが、その後の取扱いについて検討を始めた。	41	△激変緩和期間中は公費として取り扱っていないが、保険料統一後の取扱いについて検討を始めた。	—	—	—	—	未実施	統一保険料の算定における保険料収納実績の取扱いを整理していく必要がある。	準統一の前提となっている「保険者としての負担の公平性」の考え方に基づき、保険料収納実績等の取扱いを再整理	

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況※2	課題		
					成果指標	目標値	H29	H30				
3(10) 工(ア)	保険者努力支援制度	・市町向けの公費として、医療費適正化のインセンティブとして交付されるため、事業費納付金の算定には反映させず、保険料収納必要総額から差し引かないとし、市町においては、保険料を下げるための財源ではなく、保健事業等の事業財源に充当する。	41	△各市町の保健事業費等の事業財源に充当することとしているが、一部市町では異なる取扱いとなっている実態がある。	-	-	-	-	-	一部実施	保健事業費に充当し切れず余剰財源となる市町もあり、その取扱い等について協議する必要がある。	医療費適正化や収納率向上等に係るインセンティブのあり方や、財源の使途等を踏まえ、保険料統一後の市町の自己財源等の取扱いを検討
4(4)	標準的な収納率	・本県における標準的な収納率については、各市町の実収納率を基本とし、現年度分の収入額を現年度分の調定額で除した値の過去3年分の平均とする。	44	○方針どおり、標準的な収納率の算定を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
4(5) ア	市町村標準保険料率	・本県では、統一保険料率を目指すことから、激変緩和措置期間中は、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率を市町村標準保険料率として示す。 ・また、激変緩和措置の対象市町については、激変緩和措置適用後の標準的な保険料率を市町村標準保険料率として示す。	44	○各年度において、準統一の保険料率及び市町村標準保険料率を示している。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
5	激変緩和措置	・納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算して、平成28（2016）年度からの丈比べ※を行い、公費等の財源を活用した調整について、次のとおり行う。	45	○方針どおり、激変緩和措置を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
5(1)	丈比べによる公費を用いた調整	・各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、平成28（2016）年度保険料決算額を基点とし、毎年度、県で定めた一定割合（自然増等+α）を超えて増加すると見込まれる場合に、公費を用いて、全市町が一定割合以下となるよう、市町間の伸び率を調整する。	45 46	○方針どおり、激変緩和措置を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況※2	課題		
					成果指標	目標値	H29	H30				
5(2)	激変緩和用特例基金による調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予め激変緩和用として国から交付される補助金を積み立てる特例基金の活用については、毎年度、県で定める一定割合の設定に基づき、必要な財源が不足する場合や被保険者の保険料負担軽減を更に講じるため、一定割合の率を引き下げる必要が生じる場合、激変緩和の対象とならない市町に影響が出ないように、激変緩和を目的とした県繰入金（1号分）の繰入額を上限として、特例基金を県国保特別会計に繰り入れ、補填することで調整する。</li> <li>・また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用し、激変緩和措置として個別に減算することも可能となる。</li> </ul>	46	○方針どおり、特例基金による調整を行っている。	—	—	—	—	—	全部実施	令和5年度までの時限措置である特例基金を最大限活用することが可能な激変緩和財源の運用を検討する必要がある。	統一保険料水準の算定における決算剰余金充当の取扱いや、毎年度交付される国の公費との優先順など、財源を最大限活用できる激変緩和措置の実務運用を検討
5(3)	市町間の負担水準の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行保険料水準との差に着目した本県独自の調整方法であり、公費を用いた調整の適用後、現行の保険料水準に対する各市町の一人当たり保険料額の伸び率を基準とし、前年度より下回っている市町の財源を事業費納付金に個別加算して県に納付するとともに、県はその財源を活用し、本県が統一保険料率を目指すことにより、その水準に引き上げられることになる医療費指数が1を下回る市町に対し、優先的に保険給付費等交付金を交付して、事業費納付金の支払に充当することで、市町間の負担水準の調整を行う。</li> </ul>	46 47	○方針どおり、激変緩和措置を行っている。	—	—	—	—	—	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
5(4)	激変緩和措置期間中の財政安定化基金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に設置する財政安定化基金は、市町に保険料（税）の収納不足が見込まれる（市町の政策によるものを除き、保険料（税）を県から示す市町村標準保険料率によって賦課した）場合、貸付を受ける対象となる。</li> <li>このため、激変緩和期間中は、市町の政策により、一般会計繰入等の自己財源を活用しながら、県から示す市町村標準保険料率と現行の保険料率との差を引下げ調整することも可能としていることから、この間、保険料率の引下げ調整を実行している市町については、県から財政安定化基金の貸付を受けることはできない取扱いとする。</li> </ul>	47	○毎年度、各市町の当初予算状況を照会し、自己財源を保険料必要額に充当している市町は、財政安定化基金の貸付対象としない取扱いを行っている。	—	—	—	—	—	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況※2	課題		
					成果指標	目標値	H29	H30				
5(5)	激変緩和措置期間中の市町の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、統一保険料水準を目標にしながら、当年度の県が示す激変緩和措置後の保険料水準と現行保険料水準との差を解消するために、「必要な年平均伸び率」に基づいて段階的に保険料を引き上げるとともに、必要に応じて市町が一般会計繰入等の自己財源を活用して緩和措置を行うこととなる。</li> <li>また、保険料水準以外の取組として、算定方式の統一（資産割の廃止）や応益割合（平等割額・均等割額）の変更に伴う緩和調整を計画的に行う必要がある。</li> </ul>	47 48	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町の方針に基づき、自己財源による緩和措置や算定方式・応益割合の調整等を計画的に進めており、連携会議での進捗確認等を行っている。</li> </ul>	-	-	-	-	-	全部実施	保険料統一後における市町の自己財源の取扱いについて、検討する必要がある。	医療費適正化や収納率向上等に係るインセンティブのあり方や、財源の使途等を踏まえ、保険料統一後の市町の自己財源等の取扱いを検討
5(6)	赤字解消・削減計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、激変緩和措置は、公費を用いた財源調整によって、対象市町の事業費納付金の減額を行うもの。</li> <li>本県の場合は、6年間かけて、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率を実現しようとしており、その間、公費を用いた調整、さらには、本県独自の市町間の負担水準の調整対象とならない場合でも、赤字解消・削減計画との整合性を図りながら、各市町が自己財源（一般会計繰入金等）によって激変緩和を行うことは可能である。</li> <li>この場合、保険料収納必要額及びこれに基づく市町村標準保険料率は変更しない。</li> </ul>	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町の方針に基づき、自己財源による緩和措置を計画的に進めており、連携会議での進捗確認等を行っている。</li> </ul>	-	-	-	-	-	全部実施	保険料統一後における市町の自己財源の取扱いについて、検討する必要がある。	医療費適正化や収納率向上等に係るインセンティブのあり方や、財源の使途等を踏まえ、保険料統一後の市町の自己財源等の取扱いを検討

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	保険料（税）徴収の適正化
施策目標	大都市対策を中心とした収納率の向上
取組項目	第4 市町における保険料（税）徴収の適正な実施に関する事項

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】						中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1		進捗状況				実施状況※2	課題	
			成果指標	目標値	H29	H30	R1					
2(1)	収納率目標	・各市町の収納率は、過去3か年平均と県平均収納率を比較して、高い方を設定	53	○市町は、毎年度、収納率目標を設定し、収納対策の取組を実施	収納率（市町計）	—	92.71%	93.16%		全部実施	・10市町が収納率目標を未達成（H30） ・保険料水準の統一を行うためには、市町間における収納率の平準化を図る必要があるが、収納率目標の設定が市町ごとに異なっているため、平準化が図りにくく。	市町間の収納率の平準化を図るために、市町間で統一的な収納率目標を設定する必要がある。
2(2)	収納対策の取組	・保険料（税）の納付方法については、金融機関の口座振替を原則	53	○全市町において、金融機関の口座振替を原則としている。 ○市町は、口座振替を促進するため、市町窓口での勧奨、納入通知書に口座振替勧奨チラシや口座振替依頼書の同封などを実施 ○国保連は、保険者共通の口座振替勧奨ポスターを作成し、市町への配布や金融機関等へ掲示を実施	口座振替率（市町計）	—	43.34%	44.46%		全部実施	コンビニ納付などによる納付は増加する一方で、口座振替の利用率が伸び悩んでいる。	口座振替原則化に対する市町の考え方・取組にはばらつきがあるため、市町共通の取組を行うこととし、これに基づく口座振替勧奨対策を検討する必要がある。
		・被保険者に対する勧奨方法などの事務の標準化		○国保連は、保険者共通の口座振替勧奨ポスターを作成し、市町への配布や金融機関等への掲示を実施 ○県は、市町共通の口座振替勧奨チラシを作成し、市町等へ配布	—	—	—	ポスター作製・配布	チラシ・ポスター作製・配布	全部実施	ポスターやチラシ以外で市町共通の効果的な勧奨が行えていない。	収納率の更なる向上を図るため、市町共通チラシ・ポスターによる取組に加え、全市町が共通して行う収納対策を検討する必要がある。
		・国保連が実施する県税務部門との連携による債権管理研修の拡充		○国保連と県（税務課）との連携による、徴税職員に対する階層別研修、専門研修、実務研修の実施 ○研修受講者アンケートを実施し、受講者のニーズを踏まえた研修内容の充実等の検討 △債権管理研修の拡充	実施回数出席者数			7回 計378人		一部実施	研修受講者アンケートでも要望のあった債権回収に係る実践的な研修が実施できていない。	より実践的な研修を含め、債権管理研修の更なる充実に向けた検討を行う必要がある。
		・県内転居者に対する滞納整理協力体制の強化（情報共有化等）		△取組実績はなし。	—	—	—	—	—	未実施	情報共有化にあたっては、個人情報の取扱いを整理する必要がある。	個人情報の取扱いを含めた実施方法について具体的な検討を行う必要がある。
		・低所得者に対する保険料（税）の軽減措置の拡充の必要性を国へ提案		○知事会等を通じ、国へ要望を行い、低所得者に関する国保税の軽減判定所得の一部の引き上げが行われた。（軽減条件の緩和）	—	—	—	—	—	一部実施	現時点ではなし	現時点ではなし
		・県は県内市町の収納率の平準化に向け、定期的・計画的な助言指導を実施		○収納率向上を図るため市町実地指導を実施（H30～R1の間に13市町） △10市町に対して、実地指導が行えていない。	実地指導実施市町数	—	未実施	5市町	8市町	一部実施	市町実施指導が計画的に実施できていない。（県の実地指導方針では2年に1回、各市町の実地指導を行うことになっているが、3～4年に1回に留まっている。）	県は、市町の収納率の向上につながるように、県の実地指導の方針を改訂するとともに、国保連と連携した市町支援策を検討する。

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	医療費水準の適正化
施策目標	保健医療計画、医療費適正化計画に基づく取組との連携や保険者努力支援制度の活用により、全国水準を踏まえた医療費水準の達成
取組項目	第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況※2	課題		
					成果指標	目標値	H29	H30				
2(2)	レセプト点検の充実強化	県は、レセプト点検の充実強化に関する技術的助言を行うアドバイザーの市町への派遣や効率的な点検の促進など市町及び連合会に対する助言・指導を実施	57	○レセプト内容点検（診療内容の点検、給付発生原因に関係する点検及び検算等）を独自で実施している市町を対象に国民健康保険医療事務指導員等による実地指導を実施。 ○市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、連合会と連携して診療報酬明細書等点検調査事務研修会を実施。 △連合会に対する助言・指導	—	—	—	—	—	一部実施	・市町によって差定率・財政効果率にばらつきがある。 ・患者の受療動向に基づいた点検調査が行われていない。 ・市町直営と連合会委託に分かれている。	・市町レセプト点検の精度向上を図るために、市町レセプト点検員に対する指導及び研修内容の見直しを検討すべきではないか。 ・各市町における患者の受療動向の把握・評価を行った上でレセプト点検の内容等について検討する必要があるのではないか。 ・全市町における連合会委託を検討する必要があるのではないか。
2(3)	第三者求償事務	県は、第三者求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーの市町への派遣や、市町に対する助言・指導を実施	57	①連合会は、市町の第三者求償事務の取組を支援するため、求償専門員等による市町巡回相談を実施 ②市町担当職員の第三者求償事務の基礎知識の習得を図ることを目的とした研修会を開催 ③市町は、連合会から提供される第三者行為の疑いがある被保険者の情報を活用し、被保険者への確認作業を実施。 ④連合会が医療機関に対して、レセプトへの第三者行為に関する記載を依頼。 ⑤市町は、ホームページ、広報誌などを通じて、傷病届の提出を周知	—	—	—	—	—	一部実施	①②第三者求償事務の重要性を市町の内部で十分共有できていないため、巡回相談や研修会の内容の引継ぎ（共有）が行えず、第三者求償事務の具体的な取組につながっていないケースがある。 ③他の業務と併任している等の理由により、第三者求償レセプトを活用した被保険者への確実な確認作業が行えていないケースがある。 ④レセプトへの記載は浸透しているが、自損事故等第三者行為に該当しないレセプトにも第三者行為の記載がされているケースがある。 ⑤現状の周知方法のみでは、被保険者は制度の理解まで至っていない。また、ホームページを通じた周知を行っていない市町がある。	①②第三者求償事務の必要性を共有する方法を検討する必要があるのではないか。 ③効果的に求償事案を発見するため、第三者求償レセプトの活用に加え、警察や消防等の関係機関から県全体の情報提供を得られる体制を検討する必要があるのではないか。 ④医療機関におけるレセプトへの第三者行為に関する記載や精度が向上するよう、医療機関における事務の簡素化を検討する必要があるのではないか。 ⑤効果的な周知を行うため、全県統一的な傷病届の広報活動の実施を検討する必要があるのではないか。 ⑥求償事務の適正な実施に向けて、連合会への委託内容の拡大など、市町事務を支援する取組を検討してはどうか。
2(3)	過誤調整	被保険者資格喪失後の受診により発生する過誤調整等の保険者間の調整に関し、県内市町間の事務処理の簡素化に向けた検討の上、実施	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	・全国協会けんぽ広島との保険者間調整の必要書類が担当者によって異なる。 ・県内市町間の保険者間調整の際に、国保世帯主等の同意書等が必要なため事務処理が煩雑となっている。	被保険者が県内市町間で住所異動した場合の保険者間調整による事務処理の簡素化について検討する必要があるのではないか。
2(4)	不正利得の回収	不当・不正請求があった場合の診療報酬の返還について、県は連携会議を活用して市町間の情報共有を行いながら市町の取組を強化	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	市町間の情報共有の体制を整備する上での課題等が整理されていない。	市町間の情報共有を行う上での課題を整理した上で、市町の回収困難事案の解決事例の他市町へ横展開するなどにより市町の取組強化を図る必要があるのではないか。

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況					実施状況 ※2	課題	
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
2(5)	海外療養費事務	県は点検内容や点検基準の統一化を図り、事務処理の標準化を行った上で、市町において専門性の高い業務についてはノウハウを有する連合会へ委託を原則	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	点検内容や点検基準の統一化を図る上での課題等が整理されていない。	・県は、点検内容や点検基準の統一に向けた課題を整理した上で、事務処理の標準化と連合会への委託を図る必要があるのではないか。 ・連合会から各市町への特殊事例等の情報提供の要否について検討する必要があるのではないか。
2(6)	療養費の支給	県は、柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージなど療養費の支給事務の効率化・適正化を図るため、疑義照会の手引きの作成や事務処理の標準化を実施	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	事務処理の標準化を実施する場合の課題等が整理されていない。	・県は、柔道整復（協定外）の療養費支給事務や疑義照会の手引きの作成などを通じ、事務の効率化・適正化に向けた取組を具体的に進める必要があるのではないか。 ・県内各市町が将来的に共通のシステムを利用の要否について、検討する必要があるのではないか。
3(1)	県によるレセプト点検	全市町から連合会への委託を推進することを基本とし、県としてのレセプト点検のあり方を検討	58	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	県によるレセプト点検実施の優先度や実施する際の体制整備等の課題が整理されていない。	当面は、他の統一化・標準化の取組の整理を優先した方がよいのではないか。
3(2)	不正利得の回収	県は市町区域を超える大規模な不正が発覚した場合、県が市町の委託を受けて、不正請求などに関する費用返還を請求	58	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	県が市町からの委託を受けて行う「市町区域を超える広域的な対応が必要な事案」に係る県の体制整備に係る検討が行われていない。	県は、広域的な対応が必要な事案に備えた体制整備に関する検討を行う必要があるのではないか。
3(3)	高額療養費の多數回該当の取扱い	国保情報集約システムを活用し、市町における資格管理情報や高額療養費の該当情報を県単位で集約・管理するため、高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に関する取組を標準化	58	○国保情報集約システムを活用し、連合会から多数該当情報を市町へ提供した。 △地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知が改正されていない。 ○地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知が改正されている。	—	—	—	—	—	一部実施	地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知を改正する必要があるのではないか。	地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知を改正する必要があるのではないか。

※1 【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2 【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	医療費水準の適正化		
施策目標	保健医療計画、医療費適正化計画に基づく取組との連携や保険者努力支援制度の活用により、全国水準を踏まえた医療費水準の達成		
取組項目	第6 医療費の適正化の取組に関する事項		

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】		取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況※2	課題	
成果指標	目標値	H29	H30	R1							
2(2) 特定健康診査の受診率向上	広報誌やホームページ等を通じて健診査の重要性の周知及び受診の啓発の実施や市町受診率の格差について分析・調査を実施	62	○特定健診の自己負担額の無料化を実施している。 ○受診勧奨事業を実施している。 ○特定健診に追加検査4項目を実施し、健診と保健事業の充実を図っている。 ○広報や研修会は、連合会や保険者協議会等と共同実施している。 ○受診率の差について分析・意見交換等を実施している。	特定健診実施率 2023 ・国 70% ・県 60%	28.3 (44位)	30.2 (43位)			一部実施	・受診率は増加しているが、全国平均を大きく下回っている。 ・既存の国保ヘルスアップ事業等の活用も含めた検討が必要。 ・地域実情に応じて、各市町で実施状況が大きく異なる事業は、標準化に馴染まないため、その適否も含めた検討が必要。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必要。	・引き続き、特定健康診査の受診率向上に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
2(2) 特定保健指導の受診率向上	被保険者への医療費コスト意識の高揚や、不正請求の防止など医療費の適正化を図るため、全世帯を対象に、全項目の医療費通知を実施している。	62	○特定保健指導の自己負担額の無料化を実施している。 ○受診勧奨事業を実施している。 ○国のプログラムの使用で統一したことで、保健指導の充実を図っている。 ○広報や研修会は、連合会や保険者協議会等と共同実施している。 ○受診率の差について分析・意見交換等を実施している。	特定保健指導実施率 2023 ・国 45% ・県 60%	29.7 (26位)	30.3 (27位)			一部実施	・受診率は全国平均を上回っているが、全国順位は1つ下がり、伸び率が鈍化している。 ・既存の国保ヘルスアップ事業等の活用も含めた検討が必要。 ・セット券の発行について、対象選定等の事務負担等から、開始に時間を要している。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必要。	・引き続き、特定保健指導の受診率向上に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
2(3) 医療費通知の充実強化	被保険者への医療費コスト意識の高揚や、不正請求の防止など医療費の適正化を図るため、全世帯を対象に、全項目を実施	62	全市町において、全世帯を対象に、全項目の医療費通知を実施している。	—	—	—	—	全部実施	・平成29年度分の確定申告から医療費控除を受ける場合に、医療費通知書を確定申告書に添付することにより医療費控除を受けることが可能となった。 ・国からは、医療費通知書を送付する際は、確定申告書に添付することが可能となるよう求められているが、実施できていない市町がある。	・全市町において、医療費通知書を確定申告書に添付することができるよう、改善を図る必要があるのではないか。	
									・令和3年度からのオンライン資格確認制度の開始に伴い、医療費情報がマイナポータルで閲覧することができるよう環境の変化に対応する必要がある。	・医療費情報がマイナポータルで閲覧することができるよう環境の変化に対応する必要がある。	
									・医療費通知の効果検証を行っていないため、効果と課題が把握できていない。	・医療費通知の効果検証を実施する必要があるのではないか。	
2(4) 後発医薬品の使用促進	関係機関と連携し、後発医薬品の普及啓発の促進	62	○全市町において後発医薬品差額通知や後発医薬品希望カード等を配布している。 ○広報誌やホームページ等を通じて、後発医薬品の周知や啓発を実施している。	後発医薬品の使用割合 2023 ・国 80% ・県 80%	71.3	—	—	全部実施	・後発医薬品の差額通知の通知方法を含めた、後発医薬品の使用促進に向けた取組を検討する必要がある。	・引き続き、後発医薬品の使用促進に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。	
2(5) 重複受診や重複投薬への訪問指導	対象者を抽出し、訪問などにより被保険者やその家族に健康の保持増進のための指導や助言などの保健指導を実施している。	62	<b>重複・頻回受診者に対する保健指導</b> ○各市町の実施状況や県繰入交付金の活用について共有している。 ○KDBシステムは、対象者抽出が1か月分のみであり、3か月連続の抽出方法について意見交換等を実施している。	市町数 23市町	20	20	20	一部実施	・対象者の抽出負担が大きい。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、重複・頻回受診者に対する保健指導に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。	
			<b>重複投与者に対する保健指導</b> ○各市町の実施状況や県地対協（モデル事業）の取組や保険者努力支援制度の活用について共有している。	市町数 23市町	13	14	16	一部実施	・モデル事業は継続中であり、取組の横展開に時間を見る。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、重複投与者に対する保健指導に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。	
			<b>糖尿病性腎症重症化予防</b> ○全市町で保健指導や勧奨等を実施している。 ○各市町の実施状況や保険者努力支援制度の活用について共有している。	市町数 23市町	20	22	23	全部実施	・国の「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について（H28年4月）」に、当該項目の記載はなく、当該項目には、生活習慣病の受療率や予防の視点による健康意識の向上など、健康増進事業を実施する旨が明記されたので、項目名の変更等検討する。	・今回の「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について（R2年5月）」に、糖尿病性腎症重症化予防や高齢者の保健事業と介護予防の一括実施が明記されたので、項目名の変更等検討する。	

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】						中間評価【評価（Check）】			中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況					実施状況 ※2	課題		
					成果指標	目標値	H29	H30	R1				
2(6)	生活習慣病対策	糖尿病性腎症重症化予防事業の取組やひろしまヘルスケアポイント制度など被保険者自らが行う健康づくりに向けた取組を支援するなど、健康寿命の延伸につながる健康づくりに努める	63	健康寿命の延伸につながる健康づくり ○市町衛生部門による健康増進事業等の実施状況について共有している。 ○連合会（委託）による、保健指導の研修を継続している。	—	—	—	—	—	一部実施	担つ市町衛生部門の事業が幅広く記載されている。 ・健康増進事業を担う市町衛生部門や県主管課との調整が必要。 ・健康増進事業は対象や事業が多岐にわたり、市町国保として取組む優先順位等の検討が必要。	・引き続き、重症化予防に向けた取組を、市町衛生部門と連携して推進する。 (効果的な取組の共有、既存事業の活用、関係機関の協力を含めて検討。) ・市町国保が実施する事業の優先順位を整理のうえ、市町衛生部門と連携する。	
2(7)	高医療費市町	高医療市町に対しては、安定化計画の策定など医療費の適正化に向けた取組を講じるよう助言するとともに、県においてエミタスを活用して、高医療費の要因分析を実施	63	○平成30年度、当該項目の見直しについて整理（根拠規定等がないため）	—	—	7市町指定	—	—	未実施	国民健康保険広域化等支援方針において定めていた高医療費市町や安定化計画策定に係る規定を、引き継ぐ根拠規定がないことから、当該項目の削除を検討する。	運営方針から当該項目を削除する。	

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	保険事務の標準化
施策目標	広島県国民健康保険団体連合会と連携した事務の統一化
取組項目	第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 (広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組の例)

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】					取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況※2	課題		
1(2)ア		被保険者証等の作成 (高齢受給者証との一体化)	様式・更新時期・有効期間を統一	平成30年度		○平成30年8月から県内全市町の被保険者証の様式・更新時期等を統一（高齢者受給者証との一体化も併せて実施） ○被保険者証以外の様式についても、様式・更新時期等を統一	-	-	-	-	全部実施	連合会への保険証更新事務等委託は全市町参加となっていない。	・引き続き、県内全市町の被保険者証及びその他様式の様式・更新時期等は統一する。 ・被保険者証以外の様式については、令和3年度の省令様式変更等に係る様式の見直しや台紙の連合会共同購入の必要性について検討を進める。 ・連合会への被保険者証更新事務等委託の全市町参加については、委託を実施していない市町の課題等を確認し、全市町参加とするとの必要性を整理したうえで、具体的な取組として運営方針に記載するか否かの検討を行う。	
		被保険者台帳の作成	既実施（各市町ともデータ化済）	-		被保険者台帳の作成	-	-	-	-	-	-	-	
		高額療養費の申請勧奨通知	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	各保険者において、支出決定や支出に使用するシステムが異なる。	
		療養費支給決定帳票の作成	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	各保険者において、支出決定や支出に使用するシステムが異なる。	
		高額療養費支給申請・決定帳票の作成	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	各保険者において、支出決定や支出に使用するシステムが異なる。	
		高額療養費通知の作成	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	医療費通知、高額療養費の申請勧奨通知に加えて、高額療養費通知を作成する必要性が不明	
1(2)イ	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度	64 69	全市町が連合会へ委託のうえ実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	-
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		22市町が連合会へ委託のうえ実施	-	-	-	-	-	一部実施	連合会への委託が未実施の市町がある	連合会への委託が未実施の原因を把握した上で、全市町の委託に向けた検討を行う必要があるのではないか。
		退職被保険者の適用適正化電算処理業務	既実施（連合会による共同実施）	-		全市町が連合会へ委託のうえ実施	-	-	-	-	-	-	-	-

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】					取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題		
1(2) ウ							成果指標	目標値	H29	H30	R1			
統計資料	疾病統計業務	既存データの更なる活用を検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしており、必要な分析をどこまで行うかどうかを基本に、その有効活用を検討）	平成30年度	64 69	△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	当面、実施を検討する必要はなし。	-	
	1(2) ウ		事業月報・年報による各種統計資料の作成		既存データの更なる活用を検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしており、必要な分析をどこまで行うかどうかを基本に、その有効活用を検討）	平成30年度	△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	当面、実施を検討する必要はなし。
1(2) エ	資格・給付関係	資格管理業務	連合会による共同実施	平成30年度	64 69	○平成30年度から連合会による共同実施を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、連合会による共同実施を行う。
		資格・給付確認業務	連合会による共同実施	平成30年度		○平成30年度から連合会による共同実施を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、連合会による共同実施を行う。
		被保険者資格及び異動処理事務	既存データの更なる活用を検討の上、実施（既に各市町がデータ化しており、個人情報保護を念頭に、簡素・効率的な業務とするような事務の共通化を基本として検討）	平成30年度		△資格適用適正に係る県内統一のマニュアルの作成等について検討を進めている。	-	-	-	-	-	未実施	統一する範囲を確認したうえで、検討を進める必要がある。	引き続き、資格適用適正化に向けた事務処理マニュアルの作成など県内事務統一に向けた取組を進めていく。
		給付記録管理業務	連合会による共同実施	平成30年度		○平成30年度から連合会による共同実施を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	-	-
1(2) オ	広報業務	各種広報事業	効果的な各種広報を実施（既に連合会による共同実施及び各市町で実施しており、その取組を基本として、県も含めた効果的な各種広報を県単位化に先行して実施）	平成29年度	64 69	○各種広報を実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、県、市町及び連合会の連携による効果的な広報を行う。
		国庫補助金等関係事務	既実施（連合会から各市町へ情報提供）	-		○継続実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、現行どおり実施する。
		共同処理データの提供	既実施（連合会から各市町へ情報提供）	-		○継続実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、現行どおり実施する。
		市町村基幹業務支援システムの参加促進	継続して検討の上、実施（各市町の情報部門との連携）	平成30年度以降		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	実施の必要性について検討を行う必要がある。	-

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】					取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題		
							成果指標	目標値	H29	H30	R1			
1(3)	医療費適正化	医療費通知	通知回数・基準を統一し、連合会へ委託	平成30年度	65 70	△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	・市町における医療費通知の回数が2～6回と幅があることから、通知回数の統一に当たっては調整を行う必要がある。 ・連合会への委託が未実施の市町がある。	・通知回数等の統一にあたっては、確定申告の添付書類としての利用も考慮したうえで、通知の時期及び回数の検討を行う必要があるのではないか。 ・連合会への全市町委託に向け、未実施市町と調整を行う必要があるのではないか。
		後発医薬品差額通知書の実施	通知回数・基準を統一し、連合会へ委託	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	・市町における後発医薬品差額通知の回数の設定の考え方を踏まえ、通知回数の統一に向けた検討を行う必要があるのではないか。 ・連合会への委託が未実施の市町がある。	・各市町における後発医薬品差額通知の通知回数の設定の考え方を踏まえ、通知回数の統一に向けた検討を行う必要があるのではないか。 ・連合会への全市町委託に向け、未実施市町と調整を行う必要があるのではないか。
		後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	連合会へ委託（既存データの更なる活用や、必要な分析をどこまで行うか検討のうえ、実施）	平成30年度		○連合会への委託等により、調剤実績や削減効果等の検証を実施している。 (R1委託：16市町)	-	-	-	-	-	一部実施	県がレセプト点検を実施について、レセプト点検の現状把握・課題等の整理ができていない。	・市町におけるレセプト点検は、将来的には全市町が連合会へ委託について検討を進める必要があるのではないか。 ・県におけるレセプト点検は、実施に向けた問題点（県の実施体制・関係課との連携）等の整理を進めていく。
		レセプト点検の実施	連合会へ委託、県としてのレセプト点検のあり方は継続して検討の上、実施（各市町は、現行の取組と連合会委託との比較検討のうえ実施）	平成30年度以降		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	県によるレセプト点検実施の優先度や実施する際の体制整備等の課題が整理されていない。	当面は、他の統一化・標準化の取組の整理を優先した方がよいのではないか。
		レセプト点検担当職員への研修	継続して検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしているため、その取組を基本として、より効果的な研修を検討）	平成30年度		○市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、連合会と連携して診療報酬明細事務点検研修会を実施。	-	-	-	-	-	全部実施	市町におけるレセプト点検の精度にばらつきがある。	市町レセプト点検の精度向上を図るために、市町レセプト点検員に対する研修内容の見直しを検討すべきではないか。
		第三者行為求償事務共同処理事業	既実施（連合会による共同実施）	-		○連合会による共同処理を実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	-
		医療費適正化に関するデータの提供	データの有効活用を検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしており、データのさらなる有効活用を基本として検討）	平成30年度		○国保ヘルスアップ支援事業等で分析結果等のデータを提供 ○後発医薬品使用促進に係る現状分析データを提供	実施	実施	-	実施	実施	全部実施	・毎年度継続実施するのか、いずれかの年度実施すればよいのか方針が不明確 ・R2年度、KDBシステム等のデータの有効活用等について、別途検討会を開催し検討する予定	-
		高度な医療費分析	継続して検討の上、実施（市町の特性を反映した最も効果的な医療費分析について業務委託を含め検討）	平成30年度以降		○平成30年度、日常生活圏域ごとの健康課題等を分析し、結果について各市町へ提供 ○平成31年度から2か年で、京都大学と共同研究を実施中	実施	実施	-	実施	実施	全部実施	・毎年度継続実施するのか、いずれかの年度実施すればよいのか方針が不明確 ・R2年度、KDBシステム等を活用した分析方法等について、別途検討会を開催し検討する予定	-

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】				取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】		
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況			実施状況 ※2	課題			
							成果指標	目標値	H29	H30	R1			
1(4)	収納対策	広域的な徴収組織の設立・活用の推進	継続して検討の上、実施（効果的な取組に繋がるような方策を検討）	平成30年度	65 70	△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	広域的な徴収組織設立の検討を行う前に、延滞金や不能欠損の取扱い、保険料（税）の納付回数など、市町で異なる事務の統一に向けた整理を行う必要がある。	当面は、延滞金や不能欠損等の基準の統一に向けた検討を行うこととする。
		口座振替の促進等の広報	効果的な広報を実施（口座振替を原則化することを踏まえ、効果的な広報について検討のうえ、実施）	平成30年度		○国保連は、保険者共通の口座振替勧奨ポスターを作成し、市町への配布や金融機関等への掲示を実施 ○県は、市町共通の口座振替勧奨チラシを作成し、市町へ配布	-	-	-	ポスター作製	チラシ・ポスター作製	全部実施	ポスター・チラシによる取組に加え、全市町が共通して行う収納対策を検討する必要がある。	収納率の更なる向上を図るために、市町共通チラシによる取組に加え、全市町が共通して行う収納対策を検討する必要がある。
		収納担当者職員への研修	業務内容を拡充して実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な業務実施を検討のうえ、県単位化に先行して実施）	平成29年度		○国保連と県（税務課）との連携による、徴税職員に対する階層別研修、専門研修、実務研修の実施 ○研修受講者アンケートを実施し、受講者のニーズを踏まえた研修内容の充実等の検討 △債権管理研修の拡充	実施回数 出席者数	-	9回 計479人	7回 計378人	7回 計423人	全部実施	研修受講者アンケートでも要望のあった債権回収に係る実践的な研修が実施できていない。	より実践的な研修を含め、債権管理研修の更なる充実に向けた検討を行う必要がある。
		保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	業務内容を拡充して実施（既に連合会による共同実施をしている現状を踏まえ、より効果的な業務実施を検討のうえ、実施）	平成30年度		○徴収アドバイザーによる市町巡回相談・研修を実施	派遣状況		6市町 26回	7市町 34回	8市町 38回	全部実施	市町から派遣回数の増など事業内容の拡充希望が出ているが、現行の体制（アドバイザー2名）では対応が困難である。	限られた体制の中で、最大限の効果が発揮できるよう業務内容を検討する必要がある。
		滞納処分マニュアルの作成	継続して検討の上、実施（これまでの市町対応に加え、統一対応を検討）	平成30年度		△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	具体的な検討を行っていないため、統一化の必要性や他の統一化に向けた取組に対する優先度が把握できていない。	統一的なマニュアルを作成する場合の課題等を整理した上で、統一化の可否や統一の時期等を整理する。
		マルチペイメント・ネットワークの共同導入	継続して検討の上、実施（口座振替制度を原則化するが、既にマルチペイメントを実施している市町の事例を基に、より効果的な収納方法として認められるかどうかなどを検討）	平成30年度以降		△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	具体的な検討を行っていないため、共同実施した場合の効果等が把握できていない。	既に実施している市町の現状（実施方法、効果など）を把握・検証し、共同導入した場合の効果・コスト等を踏まえて、実施の可否について検討する。
		多重債務者相談事業の実施	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	平成30年度		△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	具体的な検討を行っていないため、共同実施した場合の効果等が把握できていない。	各市町の対応状況などの把握、実施方法について検討する。
		資格喪失時の届出勧奨	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	統一対応が必要か否か再検討する必要がある。	資格喪失時の届出勧奨の具体的な取組方法について再確認する必要がある。 その上で各市町の対応状況を確認し、統一対応が必要か否か再検討する。

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】				取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】		
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況			実施状況 ※2	課題			
							成果指標	目標値	H29	H30	R1			
1(5)	保健事業	特定健診の受診促進に係る広報	効果的な広報を実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な広報を検討のうえ、実施）	平成30年度 65 70		○ポスター等による広報を、連合会や保険者協議会と共同実施している。 ○対象を40～50歳代に絞るなど、効果検証を実施している。	-	-	実施	実施	実施	全部実施	・効果的な広報について検討が必要。	・引き続き、受診促進に係る広報に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施	効果的な研修会・意見交換会を実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な研修会・意見交換会を検討のうえ、実施）			○研修会（基礎編、技術編）を、連合会と継続的に共同実施している。従事者の知識や技術の習得等に寄与している。	-	-	実施	実施	実施	全部実施	・効果的な研修について検討が必要。	・引き続き、研修会等に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定健診データの活用に関する研修	効果的な研修を実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な研修を検討のうえ、実施）			○データ活用研修会を、連合会と共同実施している。市町国保のデータ活用等に寄与している。	-	-	実施	実施	実施	全部実施	・効果的な研修について検討が必要。	・引き続き、データの活用研修に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定保健指導の共通プログラムの作成	事業実施の方法を検討の上、実施（これまで、国の標準プログラムに基づき、市町単位で実施しているため、共通プログラム作成の必要性を検討）			○国の保健指導プログラム使用を統一したことで、保健指導の充実を図っている。	市町数	23市町	-	検討	統一	全部実施	・特定保健指導の充実について検討が必要。	・引き続き、特定保健指導の充実に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定健診・特定保健指導等の委託単価・自己負担額の統一	自己負担額の統一を検討の上、実施（県単位化に伴い、自己負担額の統一に向けて検討）			○特定健診と特定保健指導の自己負担の無料化で実施している。 ○特定健診（個別・集団）に追加健診4項目を実施し、健診と保健事業の充実を図っている。 ○情報提供事業等は、各市町状況を把握したが課題が多いことを確認した。	-	-	-	検討	検討	一部実施	・地域実情に応じて、各市町で実施状況が大きく異なる事業は、標準化に馴染まないため、その適否も含めた検討が必要。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、特定健診・特定保健指導の充実に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施	効果的な実施を継続して検討の上、実施（これまでどおり市町単位で実施を基本とするが、共同実施の有無や業務の標準化について検討）			○各市町の実施状況や県縦入交付金の活用について共有している。 ○KDBシステムでは、対象者抽出が1か月分のみであり、3か月連続の抽出方法について意見交換等を実施している。	市町数	23市町	20	20	20	一部実施	・対象者抽出の負担が大きい。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、保健指導に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施	連合会へ委託（これまでの各市町の取組に加え、事業実施の参考となる統一的なプログラムの策定に基づいた実施について、全県的に展開）			○全市町で保健指導や勧奨等を実施している。 ○各市町の実施状況や保険者努力支援制度の活用について共有している。	市町数	23市町	20	22	23	全部実施	・健康増進事業を担う市町衛生部門と県主管との調整が必要。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、重症化予防に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		その他の取組	継続して検討の上、実施（既存事業の継続・充実のほか、より効果的な事業の実施について、共同実施を基本として検討）			○各市町（衛生部門の任意事業）の状況等を把握し、各市町で実施状況が大きく異なり、課題が多いことを共有している。（脳ドック等）	-	-	-	・検討	・検討	一部実施	・市町国保事業や法定事業等、優先順位の高い取組から、検討する必要がある。	・引き続き、事業を精査のうえ、市町国保としての取組を、市町衛生部門と連携して推進する。
2	県による審査支払機関への直接支払	審査支払機関への直接支払	全体業務を最適化するため、直接支払の具体的な対象範囲を県・市町・連合会において協議の上で決定し、保険給付費等交付金に関する規則や交付要綱の中で詳細を定める。	-	65	△市町事務の軽減に必ずしも繋がらないことから、当面実施を見送っている。	-	-	-	-	-	未実施	市町事務やキャッシュフロー、他県状況等を踏まえ、最終的な実施の可否を検討する必要がある。	現在の交付方法による課題、他県状況を参考にした各市町の意見等を踏まえ、最終的な実施の可否を検討

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直しの骨子（案）について

R2.7.27 広島県国民健康保険課

### 1 趣旨

- 平成29年12月に策定した「広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）」の計画期間の中間年に当たるため、運営方針に基づく施策の実施状況の中間評価を行い、必要に応じて運営方針の見直しを行う。
- 併せて、都道府県国民健康保険運営方針策定要領（R2.5改定：厚生労働省）の趣旨を踏まえ、必要な見直しを行う。
  - ・法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化
  - ・保険料水準の統一に向けた具体的な議論
  - ・重症化予防や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を始めとする医療費適正化等

### 2 現行の運営方針

#### (1)策定の目的

国民健康保険の安定的な財政運営と市町国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ることを目的とするとともに、「保険料水準の統一」と「市町国民健康保険事業の標準化」を目指す。

#### (2)対象期間

平成30年度～令和5年度

#### (3)基本的な考え方

被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性にも配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、県全体の医療費水準の適正化を図る。

### 3 本県の国民健康保険の現状

項目	H27	H28	H29	H30	増減率 (H27とH30の比)
被保険者数（人）	635,774	604,130	577,482	555,482	△12.6%
65歳以上の割合（%）	45.2	46.6	48.1	49.0	3.8%
保険料（税）収納率（%） (全国37位)	91.29	92.18	92.71	93.16	1.9%
一人当たり医療費（円）	406,385 (全国ワースト1位)	402,770 (全国ワースト10位)	407,503 (全国ワースト13位)	405,483 (全国ワースト13位)	△0.0%
特定健康診査受診率（%）	25.7 36.3	26.7 36.6	28.3 37.2	30.2 37.9	4.5% 1.6%
特定保健指導受診率（%）	28.8 23.6	29.5 24.7	29.7 25.6	30.3 28.9	1.5% 5.3%

### 4 本県の運営方針の中間見直しの主な視点

- ・保険料水準の統一に向けた議論の深化
- ・保険料（税）の徴収対策の充実・強化
- ・医療費適正化の更なる推進
- ・市町国民健康保険事業の標準化の更なる推進

### 5 運営方針の中間評価及び見直しの方向性

施策目標	取組実績（H30～R1）	中間評価（課題）	見直しの方向性
保険料率の平準化 (準統一保険料率の実現)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、各市町合意のもと準統一の保険料率を算定及び激変緩和措置を実施</li> <li>・準統一までの間は、各市町は資産割の廃止、応能・益割合の調整等や独自の緩和措置を計画的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の統一に向け、各種制度等の市町間の統一について、具体的な検討を進める必要がある。</li> <li>・保険料率の完全統一についての議論を深化させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率一部負担金の減免基準等の統一について、令和6年度までの実施を目指し、統一する項目を整理する。</li> <li>・完全統一への移行要件である「収納率が市町間で均一化したと見なされる段階にある」のかについて、検証を行う。 (※下表参照)</li> </ul>
保険料（税）徴収の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町において口座振替の原則化を実施</li> <li>・口座振替奨励ポスター及びチラシの金融機関等への掲示を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率の更なる向上を目指すため、市町共通の新たな収納対策を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行運営方針に記載のない標準化する事務の検討を行う。</li> </ul>
医療費水準の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者負担の公平性確保や保健事業の充実により医療費の適正化を推進</li> <li>・特定健診（R1）と特定保健指導（R2）の自己負担の無料化及び受診勧奨事業の充実</li> <li>・特定健診に追加健診4項目を標準化（R2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町国保の保健事業を推進するにあたり、各市町衛生部門の保健事業との整理、地元医師会など関係機関の協力が必須であるため、調整を重ねる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の運営方針に基づき、引き続き、特定健診や特定保健指導の周知や啓発などを行う。</li> <li>・関係機関との協議を加速し、取組を推進する。</li> </ul>
財政収支の改善 (赤字の削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定対象3市町は、赤字解消・削減計画を策定し、計画どおり赤字額の削減を実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町は計画どおりに赤字額を削減し、令和6年度に解消する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり赤字額が削減されるよう県は、市町の取組の進捗状況等を把握する。</li> </ul>
保険事務の効率化 (市町事務の標準化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の様式・更新時期の統一（H30）</li> <li>・特別調整交付金（結核・精神）に係るレセプトチェック、申請事務の共同実施（R1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知の通知回数・基準の統一など、標準化が実施できていない市町事務については、令和5年度までに実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行運営方針に記載の標準化する市町事務について、実施に向けた具体的な検討を行う。</li> <li>・現行運営方針に記載のない標準化する事務の検討を行う。</li> </ul>

#### 【保険料水準の統一に向けた議論の深化に向けた基礎データ（市町収納率の推移）】

・保険料率の準統一の実現を目指すこととした平成28年度前半時点の最新実績

収納率が上位・下位3市町	H24～26平均収納率	⇒	収納率が上位・下位3市町		R1 収納率
			1	2	
神石高原町	97.89%	▲0.56%	1	世羅町	97.33%
世羅町	97.05%		2	神石高原町	97.00%
安芸太田町	96.33%		3	安芸高田市	97.00%
東広島市	91.61%		21	東広島市	93.39%
福山市	90.19%		22	広島市	92.36%
広島市	87.08%	+4.26%	23	福山市	91.34%
数値差(1位と23位の比較)	▲10.81%	4.82%縮小	数値差(1位と23位の比較)		▲5.99%

### 6 スケジュール

項目	4～6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中間見直し	中間評価		骨子案		素案			最終案		方針改定
県国保運営協議会		第1回 (7/27)						第2回		第3回
連携会議（県・市町）	—							→		

## 広島県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る検討状況について

### 【施策目標】保険料率の平準化

検討項目	検討内容
市町間の収納率の均一化	<p><b>【現状】</b> 運営方針において、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率を目指すこととしている。</p> <p><b>【課題】</b> 上記のように、保険料の完全統一への移行要件となっている「市町間の収納率の均一化」について、具体的な考え方等の整理を行っていく必要がある。</p> <p><b>【今後の対応】</b> 保険料の準統一という方針を決定した当時の収納率状況と現在の状況の比較や、保険者規模に応じた全国水準等を考慮した各市町の収納率水準の状況等を踏まえ、市町間の均一化に係る検証を行っていく。</p>
保険料・税の種別統一	<p><b>【現状】</b> 国保事業に要する費用を賄う徴収方法として、保険料と保険税の2つが認められており、令和2年度においては、保険料を賦課している市町が4市、保険税を賦課している市町が19市町となっている。また、被保険者数で見ると、約55%が保険料による賦課となっている。</p> <p><b>【課題】</b> 保険料と保険税では、賦課権の期間や徴収権の消滅時効など、主に過年度分に係る取扱いが異なっており、被保険者の負担の公平性の確保といった観点から、こうした種別の統一についても検討を行う必要がある。</p> <p><b>【今後の対応】</b> 料と税それぞれのあり方や、市町の事務処理体制への影響等を踏まえ、統一の方向性を検討していく。</p>
保険料及び一部負担金の減免基準の統一	<p><b>【現状】</b> 災害や失業などの事情に応じて、各市町は条例等に基づき、保険料や一部負担金の減免を行うことができるが、その減免基準が市町間で異なっている状況である。</p> <p><b>【課題】</b> 被保険者の負担の公平性の確保といった観点から、こうした減免基準の統一についても検討を行う必要がある。</p> <p><b>【今後の対応】</b> 現在の各市町における減免基準の状況等を踏まえ、統一の方向性を検討していく。</p>

## 【施策目標】医療費水準の適正化

検討項目	検討内容																						
特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上	<p><b>【現状】</b>  <b>受診率の年次推移（広島県及び全国）</b> <span style="float: right;">単位：%</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">H29</th> <th colspan="2">H30</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>全国</th> <th>県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査</td> <td>28.3</td> <td>37.2</td> <td>30.2</td> <td>37.9</td> <td>H30：43位</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>29.7</td> <td>25.6</td> <td>30.3</td> <td>28.9</td> <td>H30：27位</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診率向上に向けた取組（参考：保険者データヘルス全数調査「効果があった取組」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担額の無料化（特定健康診査、特定保健指導）</li> <li>・特定健康診査（個別、集団）に追加健診4項目を実施</li> <li>・個別通知や電話による受診勧奨</li> <li>・がん検診との同日実施、関係機関と連携した周知など</li> </ul> <p><b>【課題】</b>  受診率は徐々に増加しているが、特定健康診査は全国平均を大きく下回り、特定保健指導は全国平均を上回っているが伸び率は鈍化している。</p> <p><b>【今後の対応】</b>  引き続き、受診率向上に向けて効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて、周知及び啓発や受診勧奨等について取組を進める。</p>	年度	H29		H30		備考	県	全国	県	全国	特定健康診査	28.3	37.2	30.2	37.9	H30：43位	特定保健指導	29.7	25.6	30.3	28.9	H30：27位
年度	H29		H30		備考																		
	県	全国	県	全国																			
特定健康診査	28.3	37.2	30.2	37.9	H30：43位																		
特定保健指導	29.7	25.6	30.3	28.9	H30：27位																		
医療費通知の通知回数の統一	<p><b>【現状】</b>  医療費通知の通知回数（年間）については、市町ごとに異なっている。  《医療費通知の通知回数》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通知回数</th> <th>2回</th> <th>4回</th> <th>6回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【課題】</b>  保険料水準の統一と市町国民健康保険事務の標準化を目指す観点から、医療費通知の通知回数の統一を行う必要がある。</p> <p><b>【今後の対応】</b>  医療費通知の通知回数については、令和3年度からの統一を目指して検討を進める。  その際、医療費通知が確定申告の医療費控除の添付書類として使用されることなどを考慮して通知回数及び通知月を設定する。</p>	通知回数	2回	4回	6回	市町数	4	4	15														
通知回数	2回	4回	6回																				
市町数	4	4	15																				
後発医薬品差額通知の通知回数の統一	<p><b>【現状】</b>  後発医薬品差額通知の通知回数（年間）については、市町ごとに異なっている。  《医療費通知の通知回数》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通知回数</th> <th>6回</th> <th>12回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>5</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【課題】</b>  保険料水準の統一と市町国民健康保険事務の標準化を目指す観点から、後発医薬品差額通知の通知回数の統一を行う必要がある。</p> <p><b>【今後の対応】</b>  後発医薬品差額通知の通知回数については、令和3年度からの統一を目指して検討を進める。</p>	通知回数	6回	12回	市町数	5	18																
通知回数	6回	12回																					
市町数	5	18																					

## 第三者求償事務の促進

### 【現状】

第三者行為（交通事故、食中毒など）による治療で保険証を使用した場合、被保険者は保険者への届出を行い、届出を受けた保険者は加害者に対する求償を行っている。

《平成30年度第三者行為求償実績》

878件、666,088千円

### 【課題】

被保険者が届出を行うことの必要性についての周知が十分でないことなどの理由により、届出が行われていない事例が生じている。

### 【今後の対応案】

被保険者に対して、第三者行為による治療で保険証を使用した場合、「届出」を行ってもらうよう効果的な周知方法等を検討する。

- ・届出勧奨ポスター・チラシを作成し、関係機関への掲示・配布
- ・消防、保健所等からの第三者求償案件の情報提供が受けられる体制の整備 等

**【施策目標】保険料（税）徴収の適正化**

検討項目	検討内容						
口座振替原則化の促進	<p><b>【現状】</b> 国民健康保険料（税）の納付については、全市町において口座振替を原則としている。</p> <p>《口座振替率の推移（市町計）》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替率</td> <td>43.34%</td> <td>44.46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《口座振替率の向上に向けた取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口での被保険者に対する口座振替勧奨</li> <li>被保険者に対する口座振替勧奨依頼文の送付</li> <li>口座振替の登録を行った者に対するインセンティブ事業 等</li> <li>口座振替勧奨ポスターを作成し、金融機関等へ掲示</li> </ul> <p><b>【課題】</b> コンビニ納付などによる納付は増加する一方で、口座振替率が伸び悩んでいる。</p> <p><b>【今後の対応】</b> 口座振替原則化の周知徹底を図るためにには、被保険者に対するインパクトのある取組を行う必要があることから、全市町共通の全県的な取組みを実施することを検討する。 具体的には、広島市が実施し収納率向上の効果が見られる口座振替インセンティブ事業を参考に、令和3年度からの全県共通の事業の実施を検討する。</p>	年度	H29	H30	口座振替率	43.34%	44.46%
年度	H29	H30					
口座振替率	43.34%	44.46%					

**【施策目標】財政収支の改善（赤字解消計画）**

検討項目	検討内容
赤字解消・削減計画	<p><b>【現状】</b> 解消すべき赤字（法定外繰入）のある市町は、赤字削減・解消計画を策定し、6年以内に赤字を解消する必要がある。</p> <p>《赤字削減・解消計画の策定市町》</p> <p>策定期間：平成30年3月 策定市町：広島市、三次市、大崎上島町 計画期間：平成30年度～令和5年度</p> <p>赤字削減・解消計画に基づき赤字額の削減を進めており、平成30年度においては、3市町とも年次目標を達成している。</p> <p><b>【今後の対応】</b> 引き続き、赤字削減・解消計画に基づき、令和5年度までの赤字解消に向け計画的な赤字の削減を行う。</p>

## 広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

平成 30 年 4 月 1 日施行後の国民健康保険法（以下「平成 30 年施行後国保法」という。）  
 （国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項

（平成 30 年施行後国保法第 82 条の 2 第 1 項）

平成 30 年度からは、県が財政運営の責任主体となるほか、市町においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。

そのため、県が定める国保運営方針は、県・市町が保険者として目指す方向性について認識を共有することができるよう主に次の内容を記載することとなっており、関係者の意見を踏まえて策定するとともに、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくこととなっている。

- ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・ 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ・ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- ・ 医療費の適正化に関する事項
- ・ 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ・ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携に関する事項

## 国民健康保険事業費納付金の徴収

(平成 30 年施行後国保法第 75 条の 7 第 1 項)

県から市町へ交付する費用などに充てるため、年度ごとに、市町から県に支払う「国民健康保険事業費納付金」を徴収することとなるため、その金額を定める必要がある。

そのため、市町間の医療費水準や所得水準を調整し、市町ごとの納付金を配分するとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を県は示すこととなる。

これらの金額や数値を審議する。

## 平成 30 年施行後国保法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務

県単位化に伴って施行された改正法で新設された次の規定などを中心に運営協議会において審議していただく。

- ・ 都道府県の特別会計への繰入れ（第 72 条の 2）
- ・ 国民健康保険保険給付費等交付金（第 75 条の 2）
- ・ 財政安定化基金（第 81 条の 2）
- ・ 標準保険料率（第 82 条の 3）

## 広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年三月二十日条例第三号）

(趣旨)

**第一条** この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一一条第一項の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第二条** 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
  - 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
  - 三 公益を代表する委員 四人
  - 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が任命する。

(庶務)

**第三条** 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

**第四条** この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

### (趣旨)

**第一条** この取り決めは、広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年広島県条例第三号）第四条の規定に基づき、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長)

**第二条** 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

### (会議及び議事)

**第三条** 協議会の会議（以下「会議」という。）について、会長が知事から諮問があつたとき又は必要と認めたときは、これを招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委任)

**第四条** この取り決めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この取り決めは、平成三十年十月十七日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この取り決めの施行後最初の協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

### (準備行為)

- 3 この取り決めを施行するために必要な準備行為は、この取り決めの施行の日前においても行うことができる。

## 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則

(平成十三年広島県規則第七十五号)

(趣旨)

**第一条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものとして知事が別に定めるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

**第二条** 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする。

- 一 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第十条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議
  - 二 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議
- 2 会議の公開は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- 一 傍聴
  - 二 議事録の閲覧
- 3 前項各号に掲げる会議の公開の方法又は第一項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする。

(会議の傍聴)

**第三条** 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、附属機関等の長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、傍聴の受付は、原則として会議の開催当日に行い、傍聴の許可は、附属機関等の長が別に定める傍聴者の定員の範囲内において行う。

(傍聴者の入場)

**第四条** 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

- 一 凶器その他人に危害を与える、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者
  - 二 はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不適当と認められるものを携帯している者
  - 三 はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
  - 四 酒気を帯びている者
  - 五 前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると附属機関等の長が認める者
- (傍聴者の遵守事項)

**第五条** 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - 二 私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
  - 三 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
  - 四 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
  - 五 みだりに傍聴席を離れないこと。
  - 六 附属機関等の長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (退場命令)

**第六条** 附属機関等の長は、傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。

- 2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、附属機関等の長は、その者を退場させることができる。

3 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(雑則)

**第七条** この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

2 第三条から第六条までの規定は、第二条第三項の規定による決定をした附属機関等の会議について適用する。

## 広島県情報公開条例（抜粋）

（平成十三年広島県条例第五号）

（行政文書の開示義務）

**第十条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員

等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、入札、交渉、涉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす  
おそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行  
政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害  
するおそれ

七 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報で  
あって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているも  
のの他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された  
当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、  
身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認  
められる情報を除く。

## 国民健康保険の現況

<b>1 被保険者の状況</b>	
(1) 年度末被保険者数	1
(2) 被保険者数年齢別構成比の推移	1
(3) 年齢構成・世帯主の職業別構成	2
<b>2 一人当たり診療費等</b>	
(1) 一人当たり診療費	3
(2) 医療費年齢構成別構成比の推移	3
(3) 一人当たり医療費	4
(4) 都道府県別一人当たり医療費の推移	5
<b>3 保険料（税）率表（令和2年度）</b>	
(1) 医療分	6
(2) 後期高齢者支援金分	7
(3) 介護分	8
<b>4 一人当たりの保険料（税）調定額</b>	
(1) 市町別一人当たりの保険料（税）調定額	9
(2) 都道府県別一人当たりの保険料（税）調定額推移	10
<b>5 保険者別収納率推移（現年度分）</b>	11
<b>6 市町村国民健康保険による特定健康診査・特定保健指導の実施率</b>	
(1) 国及び広島県の特定健康診査・特定保健指導実施率	12
(2) 市町別特定健康診査・特定保健指導実施率	12
(3) 都道府県別特定健康診査・特定保健指導実施率	13
<b>7 財政収支の状況</b>	
(1) 一般会計繰入金（法定外）の内訳	14
(2) 実質収支状況（平成30年度）	15
(3) 単年度経常収支状況（平成30年度）	17
(4) 赤字削減・解消計画状況（平成30年度）	18
<b>8 市町国民健康保険の状況など</b>	
(1) 市町国民健康保険の状況（平成30年度）	19
(2) 国保財政の現状	20
(3) 各保険者の比較	21
(4) 医療保険制度の財源構成	22

※ 本資料において、

- ・ 特に明記されていない場合、各年度の数値は当該年度末現在の保険者ごとに算出している。
- ・ 増減及び伸び率について、端数処理の関係上、表記上の数値と一致しない場合がある。



## 1 被保険者の状況

### (1) 年度末被保険者数

(各年度末現在、単位：人)

区分	27年度			28年度			29年度			30年度			
	被保険者数	構成比	伸び率	被保険者数	構成比	伸び率	被保険者数	構成比	伸び率	被保険者数	構成比	伸び率	
市町村	全体	635,774	—	▲3.1%	604,130	—	▲5.0%	577,482	—	▲4.4%	555,482	—	▲3.8%
	一般	614,702	96.7% (96.3%)	▲1.5%	592,736	98.1% (98.3%)	▲3.6%	572,487	99.1% (99.2%)	▲3.4%	554,454	99.8% (—)	▲3.1%
	退職	21,072	3.3% (3.7%)	▲34.9%	11,394	1.9% (1.7%)	▲45.9%	4,995	0.9% (0.8%)	▲56.2%	1,028	0.2% (—)	▲79.4%
	前期高齢	290,440	45.7% (38.6%)	0.7%	285,303	47.2% (38.6%)	1.8%	279,108	48.3% (42.4%)	▲2.2%	272,142	49.0% (—)	▲2.4%
国保組合	46,232	—	▲6.8%	44,610	—	▲3.5%	43,296	—	▲2.9%	42,141	—	▲2.6%	
計	682,006	—	▲3.4%	648,740	—	▲4.9%	620,778	—	▲4.3%	597,623	—	▲3.7%	
国保加入率	24.2%			22.9%			22.0%			21.2%			
	(27.3%)			(26.0%)			(23.4%)			(-)			

- 1) 前期高齢は再掲
- 2) ( ) 内は全国数値による構成比・加入率
- 3) 「一般」：一般被保険者
- 4) 「退職」：退職被保険者等、「前期高齢」：前期高齢者(一般被保険者+退職被保険者等の再掲)
- 5) 「国保加入率」を算出するに当たり使用する総人口

【広島】「広島県の人口移動」(広島県統計課作成)の翌年度4月1日現在の人口

【全国】「人口推計」(総務省統計局)の翌年度4月1日現在の人口(確定値)

図1 被保険者数の推移

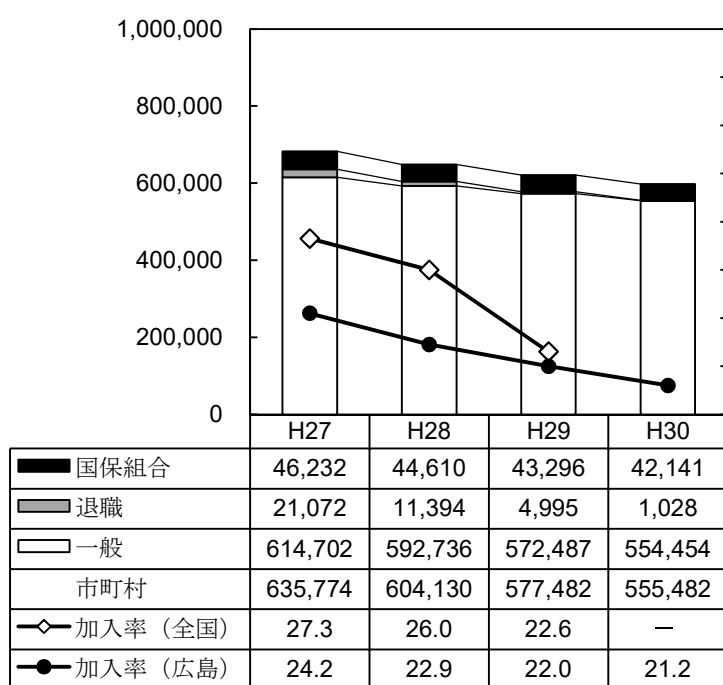
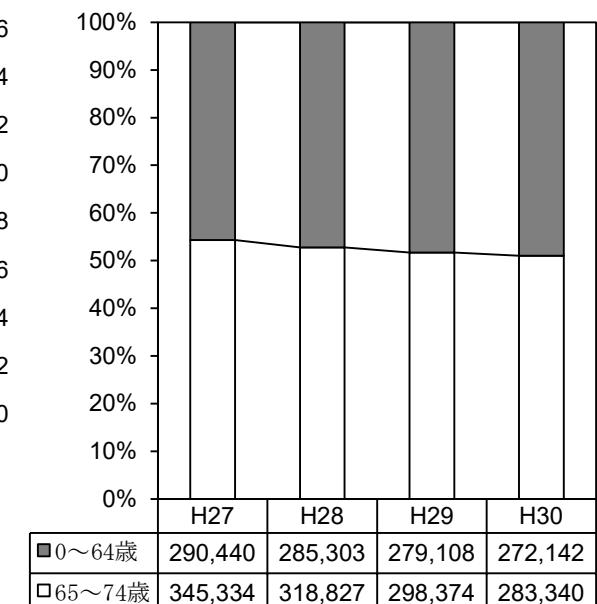


図2 被保険者数年齢別構成比の推移(市町)



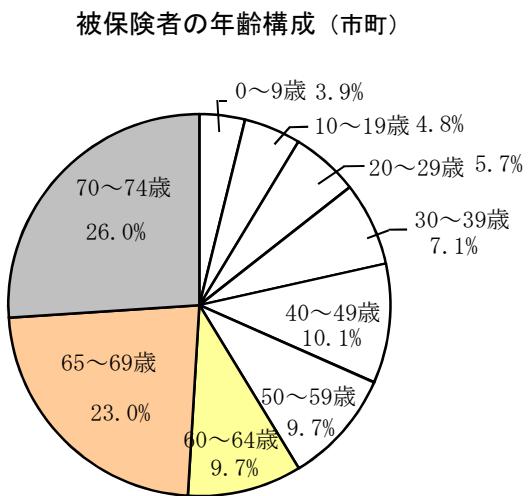
(単位：人)

(単位：人、率)

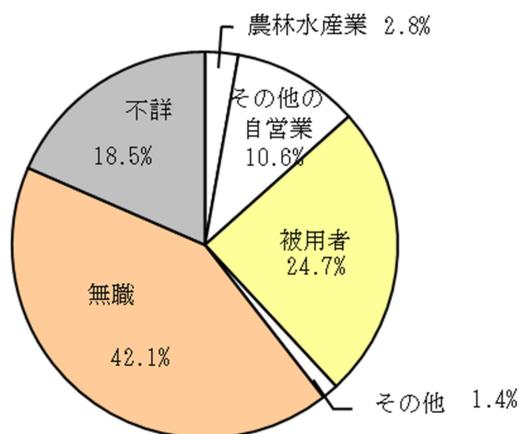
出典：平成30年度国民健康保険の現況（広島県）

### (3) 年齢構成・世帯主の職業別構成

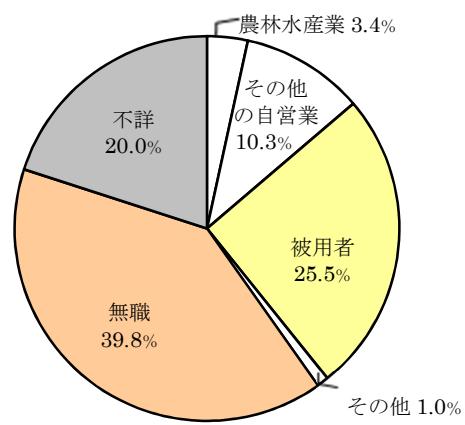
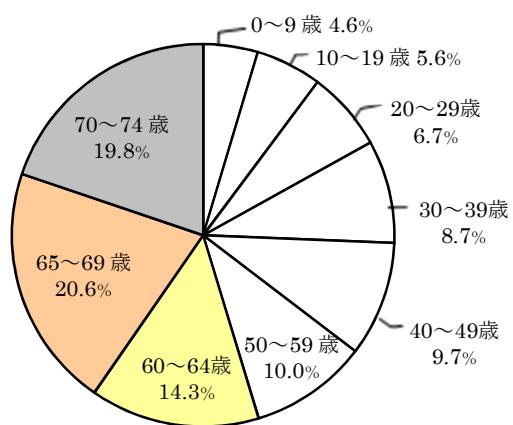
【平成 30 年度】



世帯主の職業別構成（市町）



【参考 平成 25 年度】



出典：国民健康保険の現況(広島県)

## 2 一人当たり診療費等

### (1) 一人当たり診療費

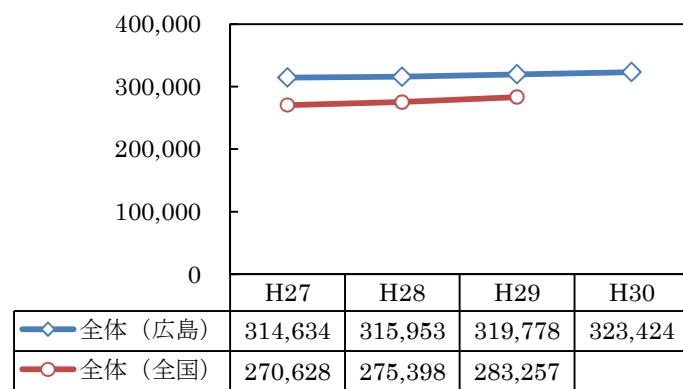
区分	27年度		28年度		29年度		30年度	
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
広島	314,634	2.7%	315,953	0.4%	319,778	1.2%	323,424	1.1%
全国	270,628	3.3%	275,398	1.8%	283,257	2.9%	—	—

(単位：円)

【広島】 II国保関係資料 4-(1)一人当たり診療費

【全国】 平成 30 年度 国民健康保険事業年報 第 14-1 表

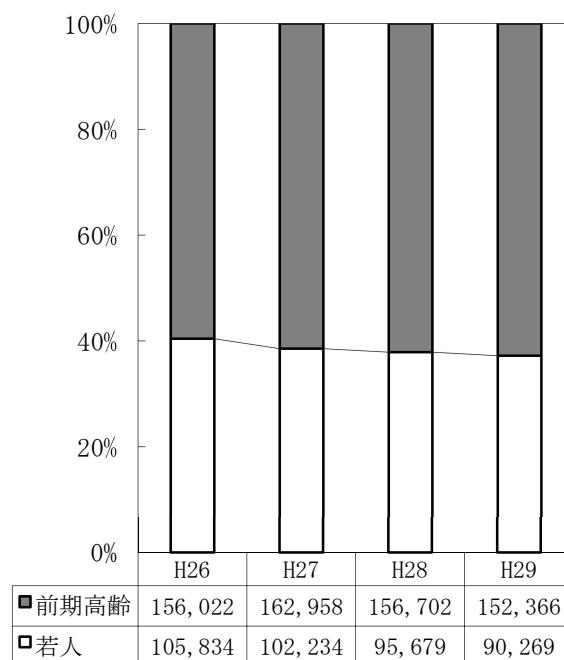
図 8 一人当たり診療費の推移（全体）



出典：平成 30 年度国民健康保険の現況（広島県），国民健康保険事業年報（厚生労働省）

### (2) 医療費年齢構成別構成比の推移

医療費年齢別構成比の推移（市町）



出典：平成 30 年度国民健康保険の現況（広島県）

(3) 一人当たり医療費

番号	保険者名	27年度 (円)	順位	伸び率 (%)	28年度 (円)	順位	伸び率 (%)	29年度 (円)	順位	伸び率 (%)	30年度 (円)	順位	伸び率 (%)
	市町計	406,385		4.21	402,770		▲0.89	407,503		1.18	408,677		0.29
	市計	405,535		4.15	402,267		▲0.81	407,064		1.19	408,783		0.42
	町計	418,649		5.11	410,085		▲2.05	413,978		0.95	407,108		▲1.66
1	広島市	409,487	15	3.41	406,833	15	▲0.65	414,221	13	1.82	415,723	13	0.36
2	呉市	460,715	5	5.40	451,490	4	▲2.00	458,642	3	1.58	450,390	5	▲1.80
3	竹原市	443,209	6	6.69	435,057	6	▲1.84	445,622	5	2.43	465,931	3	4.56
4	三原市	419,401	12	4.16	411,782	14	▲1.82	409,213	15	▲0.62	412,650	15	0.84
5	尾道市	422,492	11	5.76	418,117	11	▲1.04	415,967	11	▲0.51	423,896	11	1.91
8	福山市	365,204	22	3.23	364,807	22	▲0.11	367,342	23	0.69	365,094	23	▲0.61
9	府中市	389,523	18	4.46	378,155	19	▲2.92	398,215	16	5.30	403,337	16	1.29
10	三次市	435,206	8	4.09	431,028	7	▲0.96	429,097	9	▲0.45	453,254	4	5.63
11	庄原市	425,544	10	5.06	427,190	9	0.39	429,060	10	0.44	432,528	10	0.81
12	大竹市	429,755	9	5.09	426,869	10	▲0.67	436,757	8	2.32	448,225	7	2.63
14	府中町	416,546	14	9.15	415,572	12	▲0.23	411,825	14	▲0.90	420,923	12	2.21
16	海田町	405,537	16	3.14	381,081	18	▲6.03	385,080	18	1.05	379,005	19	▲1.58
19	熊野町	438,346	7	3.53	454,188	3	3.61	440,771	7	▲2.95	413,213	14	▲6.25
21	坂町	476,716	3	8.68	442,794	5	▲7.12	445,432	6	0.60	442,526	8	▲0.65
22	江田島市	469,197	4	5.10	460,794	2	▲1.79	482,003	2	4.60	486,108	1	0.85
28	廿日市市	380,998	20	6.02	382,941	17	0.51	380,226	20	▲0.71	390,726	17	2.76
44	安芸太田町	486,447	2	6.40	429,530	8	▲11.70	455,044	4	5.94	449,491	6	▲1.22
47	北広島町	387,706	19	2.35	392,456	16	1.23	389,075	17	▲0.86	383,390	18	▲1.46
51	安芸高田市	419,289	13	1.20	413,029	13	▲1.49	415,739	12	0.66	432,637	9	4.06
58	東広島市	375,522	21	7.11	372,979	21	▲0.68	376,213	22	0.87	375,219	21	▲0.26
73	大崎上島町	501,940	1	0.26	479,972	1	▲4.38	503,764	1	4.96	470,697	2	▲6.56
81	世羅町	345,390	23	3.31	341,487	23	▲1.13	382,392	19	11.98	373,291	22	▲2.38
92	神石高原町	390,673	17	3.90	373,983	20	▲4.27	379,975	21	1.60	378,370	20	▲0.42

出典：平成 30 年度国民健康保険の現況（広島県）

年間平均被保険者数：各月末における被保険者数の年度分合計（3月末から翌年2月末）を「12」で除して得た数

療養の給付等：被保険者の疾病又は負傷に対しての保険給付を、医療機関等（病院、診療所、薬局）から直接に療養という現物をもって行うもの

療養費等：療養の給付を行うことが困難な場合、又は緊急その他やむを得ない場合等において、被保険者が療養に要した費用の全額を医療機関等に支払った後に、被保険者の申請により、保険者からその費用に係る保険給付を行うもの

費用額：診療報酬点数に点数単価（1点10円）を乗じて得た額

診療費：病院、診療所における入院・入院外・歯科の療養の給付（療養の給付等のうち薬局での調剤・入院時食事療養費・訪問療養費を除く。）に係る「費用額」

医療費：「療養の給付等」と「療養費等」に係る「費用額」を合算したもの

#### (4) 都道府県別 1人当たり医療費の推移

※全被保険者分

都道府県名	26年度 (円)	順位	伸び率 (%)	27年度 (円)	順位	伸び率 (%)	28年度 (円)	順位	伸び率 (%)	29年度 (円)	順位	伸び率 (%)
北海道	369,929	13	1.63	383,551	14	3.68	385,758	15	0.58	397,562	14	3.06
青森県	314,222	39	3.08	332,465	39	5.81	338,385	38	1.78	349,697	37	3.34
岩手県	342,441	25	2.33	360,505	27	5.28	363,302	27	0.78	375,436	26	3.34
宮城県	333,558	32	2.86	353,895	31	6.10	357,211	32	0.94	369,425	28	3.42
秋田県	365,181	15	2.92	382,518	16	4.75	385,682	16	0.83	395,514	15	2.55
山形県	341,954	27	2.89	362,260	25	5.94	367,283	23	1.39	378,970	22	3.18
福島県	328,148	34	1.97	341,459	35	4.06	343,537	35	0.61	356,488	34	3.77
茨城県	289,415	46	2.90	304,575	46	5.24	310,314	46	1.88	317,048	47	2.17
栃木県	301,810	44	2.73	317,797	44	5.30	322,418	43	1.45	332,242	43	3.05
群馬県	307,275	40	3.00	325,565	40	5.95	329,908	40	1.33	336,933	40	2.13
埼玉県	305,090	42	2.83	320,652	41	5.10	324,619	42	1.24	333,646	42	2.78
千葉県	303,572	43	3.72	319,474	42	5.24	324,666	41	1.63	333,840	41	2.83
東京都	298,177	45	2.07	310,163	45	4.02	312,396	45	0.72	319,189	45	2.17
神奈川県	316,152	38	3.13	333,272	38	5.42	336,496	39	0.97	346,612	39	3.01
新潟県	339,895	28	2.39	355,424	28	4.57	359,391	28	1.12	368,638	29	2.57
富山県	359,684	18	2.73	375,969	19	4.53	377,179	19	0.32	384,548	19	1.95
石川県	375,995	12	2.27	398,177	12	5.90	401,081	12	0.73	410,848	11	2.44
福井県	359,261	19	2.53	381,626	17	6.23	389,157	14	1.97	395,455	16	1.62
山梨県	320,098	36	3.59	340,817	36	6.47	340,017	37	▲0.23	348,386	38	2.46
長野県	326,029	35	3.70	343,102	34	5.24	344,636	34	0.45	352,114	35	2.17
岐阜県	335,209	31	3.23	353,733	32	5.53	357,659	31	1.11	368,519	30	3.04
静岡県	319,431	37	2.97	337,356	37	5.61	341,602	36	1.26	351,892	36	3.01
愛知県	305,173	41	1.96	318,912	43	4.50	321,748	44	0.89	328,421	44	2.07
三重県	342,077	26	3.09	361,085	26	5.56	364,118	26	0.84	378,517	23	3.95
滋賀県	337,334	29	4.14	354,135	30	4.98	358,291	30	1.17	366,480	31	2.29
京都府	346,444	24	2.55	365,132	23	5.39	365,150	25	0.01	374,854	27	2.66
大阪府	347,447	23	2.79	363,927	24	4.74	367,280	24	0.92	376,865	24	2.61
兵庫県	350,534	22	2.94	367,089	22	4.72	372,602	21	1.50	380,953	21	2.24
奈良県	330,949	33	2.01	348,160	33	5.20	350,564	33	0.69	359,907	33	2.67
和歌山県	335,827	30	2.76	355,180	29	5.76	358,899	29	1.05	365,121	32	1.73
鳥取県	360,801	17	4.03	376,752	18	4.42	380,398	18	0.97	389,514	18	2.40
島根県	409,779	2	3.45	433,675	1	5.83	434,728	2	0.24	446,682	2	2.75
岡山県	385,772	10	2.75	404,612	10	4.88	406,430	9	0.45	413,715	9	1.79
広島県	389,958	8	2.23	406,385	9	4.21	402,770	10	▲0.89	407,503	13	1.18
山口県	410,013	1	3.22	432,319	2	5.44	435,854	1	0.82	447,912	1	2.77
徳島県	380,147	11	1.51	398,279	11	4.77	401,985	11	0.93	412,306	10	2.57
香川県	405,387	3	3.58	422,135	3	4.13	420,037	4	▲0.50	434,449	4	3.43
愛媛県	363,638	16	3.13	382,703	15	5.24	385,335	17	0.69	393,261	17	2.06
高知県	386,318	9	2.70	406,635	8	5.26	411,083	8	1.09	420,471	8	2.28
福岡県	357,316	20	2.28	370,646	20	3.73	371,188	22	0.15	375,693	25	1.21
佐賀県	398,833	5	3.75	419,780	5	5.25	425,710	3	1.41	439,018	3	3.13
長崎県	393,631	6	2.51	411,022	7	4.42	413,257	7	0.54	427,253	7	3.39
熊本県	369,590	14	4.11	386,757	13	4.64	390,532	13	0.98	407,810	12	4.42
大分県	400,777	4	3.66	421,114	4	5.07	419,376	6	▲0.41	433,784	5	3.44
宮崎県	351,534	21	3.45	369,959	21	5.24	372,978	20	0.82	381,334	20	2.24
鹿児島県	393,564	7	3.15	415,772	6	5.64	419,492	5	0.89	430,469	6	2.62
沖縄県	287,062	47	3.66	298,165	47	3.87	304,262	47	2.04	317,884	46	4.48
全国	333,461	—	2.75	349,697	—	4.87	352,839	—	0.90	362,159	—	2.64

出典：平成 30 年度国民健康保険の現況（広島県）

### 3 保険料（税）率表（令和2年度）

#### (1) 医療分

保険者名		税 料	所得割		資産割		均等割		平等割		賦課限度額 (万円)
				(%)		(%)		(円)		(円)	
市	1 広島市	料	—	7.51			↓	25,399	↓	26,837	63
	2 呉市	料	—	7.60			↑	24,600	↓	21,480	63
	3 竹原市	税	↑	7.21			↑	28,400	↑	20,200	63
	4 三原市	税	—	7.11	↓	4.00	—	26,580	—	19,872	63
	5 尾道市	料	—	7.28			—	23,040	—	20,320	63
	8 福山市	税	↓	8.66			—	24,960	—	19,200	63
	9 府中市	税	↓	7.55			↑	26,880	↑	19,740	63
	10 三次市	税	—	7.56	—	7.86	—	26,700	—	19,500	63
	11 庄原市	税	↓	7.00	↓	7.08	↑	27,500	↓	19,100	63
	12 大竹市	料	↓	7.08			↑	26,780	↓	22,048	63
	58 東広島市	税	—	7.03			↑	28,589	↑	19,788	63
	28 廿日市市	税	↑	6.70			—	28,600	—	23,300	63
	51 安芸高田市	税	↑	6.90			↑	27,800	↑	19,000	63
	22 江田島市	税	↑	7.38	↓	14.00	↑	28,200	↓	20,600	63
町	14 府中町	税	—	6.00	—	10.67	—	25,900	—	22,200	63
	16 海田町	税	—	6.04	↓	8.10	—	26,100	—	18,500	63
	19 熊野町	税	—	6.70			—	30,100	—	22,200	63
	21 坂町	税	—	7.33			—	27,850	—	22,560	63
	44 安芸太田町	税	↑	6.60	—	15.00	↑	24,500	—	17,000	63
	47 北広島町	税	—	6.20	↓	9.00	↑	26,100	↓	22,500	63
	73 大崎上島町	税	↑	6.90	↓	16.60	↑	25,500	↑	17,400	63
	81 世羅町	税	—	6.79	—	6.66	—	24,700	—	17,330	63
	92 神石高原町	税	↑	5.80	↓	5.00	↑	23,000	—	16,300	63
最小値				—		—		23,000		16,300	—
最大値				—		—		30,100		26,837	—
市平均				—		—		26,716		20,785	—
町平均				—		—		25,972		19,554	—
市町平均				—		—		26,425		20,303	—

出典：広島県調べ

(2) 後期高齢者支援金分

保険者名		税 料	所得割		資産割		均等割		平等割		賦課限度額 (万円)
				(%)		(%)		(円)		(円)	
市	1 広島市	料	↑	2.47			↑	8,232	↑	8,699	19
	2 吳市	料	↓	2.95			↑	9,240	↓	8,160	19
	3 竹原市	税	↑	2.47			↑	9,900	↑	6,800	19
	4 三原市	税	—	2.31			—	9,270	—	6,459	19
	5 尾道市	料	—	2.35			—	9,240	—	6,560	19
	8 福山市	税	—	2.32			—	7,080	—	5,280	19
	9 府中市	税	↓	2.57			↑	8,940	↑	6,420	19
	10 三次市	税	—	1.41	—	1.43	—	5,700	—	3,600	19
	11 庄原市	税	↓	2.22	↓	2.24	—	8,700	↓	6,000	19
	12 大竹市	料	↑	2.42			↑	9,049	↓	7,450	19
	58 東広島市	税	↓	2.49			↑	10,045	↑	6,883	19
	28 廿日市市	税	↑	2.20			—	8,300	—	6,400	19
	51 安芸高田市	税	—	2.20			—	9,200	—	6,400	19
	22 江田島市	税	↑	2.49	↓	4.00	↑	10,000	↓	6,900	19
町	14 府中町	税	—	1.96	—	2.67	—	9,000	—	6,800	19
	16 海田町	税	—	1.95	↓	2.75	—	8,500	—	5,900	19
	19 熊野町	税	—	1.99			—	9,000	—	6,600	19
	21 坂町	税	—	2.36			—	8,970	—	7,270	19
	44 安芸太田町	税	↑	2.25	—	5.00	↑	8,500	—	7,000	19
	47 北広島町	税	—	1.80	↓	2.50	—	8,000	—	6,500	19
	73 大崎上島町	税	↑	2.40	↓	5.80	↑	8,800	—	6,000	19
	81 世羅町	税	—	2.48	—	2.00	—	9,250	—	6,450	19
	92 神石高原町	税	↑	1.65	↓	1.50	↑	6,000	—	4,800	19
最小値				—		—		5,700		3,600	—
最大値				—		—		10,045		8,699	—
市平均				—		—		8,778		6,572	—
町平均				—		—		8,447		6,369	—
市町平均				—		—		8,649		6,493	—

出典：広島県調べ

(3) 介護分

保険者名	税 料	所得割		資産割		均等割		平等割		賦課限度額 (万円)
		(%)	(%)			(円)	(円)			
市	1 広島市 料	↑	2.16			↓	8,796	↓	6,771	17
	2 吳市 料	↓	2.60			↑	9,120	↓	5,880	17
	3 竹原市 税	↓	2.06			↓	10,600	↓	5,200	17
	4 三原市 税	—	1.91			—	9,904	—	4,544	17
	5 尾道市 料	—	1.99			—	9,840	—	4,770	17
	8 福山市 税	↓	2.50			—	8,280	—	4,800	17
	9 府中市 税	↓	2.43			↑	10,140	↑	4,980	17
	10 三次市 税	—	1.72	—	3.22	—	8,400	—	4,800	17
	11 庄原市 税	↓	1.92	↓	3.15	↓	9,700	↓	4,800	17
	12 大竹市 料	↑	2.12			↓	9,491	↓	5,551	17
	58 東広島市 税	↓	2.07			↑	10,713	↑	5,296	17
	28 廿日市市 税	↑	1.90			—	9,400	—	5,300	17
	51 安芸高田市 税	↑	1.80			↑	8,800	↑	4,300	17
	22 江田島市 税	—	2.23	—	1.00	—	10,000	↓	5,100	17
町	14 府中町 税	—	2.18	—	2.73	—	11,000	—	6,000	17
	16 海田町 税	—	2.02	↓	3.88	↓	10,700	↓	5,300	17
	19 熊野町 税	—	1.85			—	10,000	—	6,800	17
	21 坂町 税	—	1.91			—	9,370	—	4,980	17
	44 安芸太田町 税	—	1.40			—	7,200	—	3,300	17
	47 北広島町 税	—	1.55	↓	3.00	—	9,500	—	5,200	17
	73 大崎上島町 税	↑	2.00	↑	7.70	↑	9,700	↑	4,900	17
	81 世羅町 税	—	2.30	—	2.00	—	9,740	—	4,870	17
	92 神石高原町 税	—	1.80	↓	3.50	—	8,200	—	5,600	17
最小値			—		—		7,200		3,300	—
最大値			—		—		11,000		6,800	—
市平均			—		—		9,513		5,149	—
町平均			—		—		9,490		5,217	—
市町平均			—		—		9,504		5,176	—

出典：広島県調べ

#### 4 1人当たり保険料（税）調定額

##### (1) 1人当たり保険料（税）調定額

※全被保険者分（後期分・介護分含む）

番号	保険者名												
		27年度 (円)	順位	伸び率 (%)	28年度 (円)	順位	伸び率 (%)	29年度 (円)	順位	伸び率 (%)	30年度 (円)	順位	伸び率 (%)
	市町計	93,240		▲3.09	94,149		0.97	95,546		1.48	95,476		▲0.07
	市計	93,703		▲3.11	180,056		92.16	95,958		▲46.71	95,866		▲0.10
	町計	86,568		▲2.91	96,427		11.39	89,478		▲7.21	89,711		0.26
1	広島市	96,240	2	▲4.00	92,997	10	▲3.37	99,751	4	7.26	102,032	1	2.29
2	呉市	95,580	4	▲3.47	95,387	7	▲0.20	96,416	6	1.08	91,846	7	▲4.74
3	竹原市	92,030	9	4.75	91,938	11	▲0.10	91,492	12	▲0.49	82,447	19	▲9.89
4	三原市	93,301	7	▲5.74	89,441	14	▲4.14	95,121	8	6.35	91,062	9	▲4.27
5	尾道市	90,482	10	▲2.82	90,991	13	0.56	92,368	11	1.51	86,781	16	▲6.05
8	福山市	90,336	11	▲0.82	82,795	19	▲8.35	89,835	14	8.50	90,863	11	1.14
9	府中市	89,515	12	▲3.65	93,302	9	4.23	91,223	13	▲2.23	89,716	12	▲1.65
10	三次市	81,970	18	▲4.97	100,195	5	22.23	83,590	20	▲16.57	84,189	18	0.72
11	庄原市	89,023	14	5.81	101,382	4	13.88	95,136	7	▲6.16	96,497	5	1.43
12	大竹市	95,918	3	6.96	87,685	17	▲8.58	99,400	5	13.36	97,290	4	▲2.12
14	府中町	101,426	1	0.54	82,513	20	▲18.65	100,611	2	21.93	101,645	2	1.03
16	海田町	85,429	17	▲4.96	89,339	15	4.58	86,161	19	▲3.56	87,599	15	1.67
19	熊野町	81,813	19	▲5.82	88,922	16	8.69	87,591	17	▲1.50	89,492	13	2.17
21	坂町	89,508	13	▲3.31	101,607	3	13.52	87,915	15	▲13.48	81,522	20	▲7.27
22	江田島市	87,046	16	▲4.03	80,044	21	▲8.04	87,598	16	9.44	88,563	14	1.10
28	廿日市市	93,170	8	▲2.46	91,010	12	▲2.32	100,616	1	10.55	100,493	3	▲0.12
44	安芸太田町	76,956	21	▲3.58	98,138	6	27.52	78,214	21	▲20.30	77,565	22	▲0.83
47	北広島町	88,423	15	▲5.38	93,885	8	6.18	93,324	10	▲0.60	92,242	6	▲1.16
51	安芸高田市	95,376	5	▲6.58	78,746	22	▲17.44	99,840	3	26.79	91,288	8	▲8.57
58	東広島市	93,380	6	▲4.72	84,215	18	▲9.82	93,704	9	11.27	90,986	10	▲2.90
73	大崎上島町	65,776	22	▲3.78	71,628	23	8.90	77,991	22	8.88	78,873	21	1.13
81	世羅町	78,409	20	▲4.48	191,387	2	144.09	86,437	18	▲54.84	86,538	17	0.12
92	神石高原町	65,548	23	4.42	222,822	1	239.93	71,688	23	▲67.83	71,739	23	0.07

出典：平成30年度国民健康保険の現況（広島県）

## (2) 都道府県別 1人当たり保険料(税) 調定額推移

※市町村分、全被保険者分(後期分・介護分含む)

都道府県名	25年度 (円)	順位	伸び率 (%)	26年度 (円)	順位	伸び率 (%)	27年度 (円)	順位	伸び率 (%)	28年度 (円)	順位	伸び率 (%)	29年度 (円)	順位	伸び率 (%)
北海道	93,670	22	1.18	93,167	21	-0.54	92,244	20	-0.99	95,028	18	3.02	95,030	19	0.00
青森県	91,967	24	5.71	90,452	27	-1.65	88,701	30	-1.94	94,583	20	6.63	96,427	16	1.95
岩手県	83,625	43	7.61	84,342	40	0.86	81,780	44	-3.04	83,898	45	2.59	84,904	44	1.20
宮城県	98,035	10	21.36	97,789	11	-0.25	94,740	14	-3.12	95,668	16	0.98	94,151	22	-1.59
秋田県	85,661	38	1.44	84,337	41	-1.55	80,201	45	-4.90	83,904	44	4.62	86,668	40	3.29
山形県	101,262	4	5.03	99,919	6	-1.33	97,831	9	-2.09	104,180	3	6.49	107,135	2	2.84
福島県	83,416	44	10.92	84,023	42	0.73	82,814	42	-1.44	85,159	42	2.83	84,307	45	-1.00
茨城県	93,302	23	3.53	92,728	23	-0.61	91,806	22	-0.99	92,923	24	1.22	92,884	26	-0.04
栃木県	101,967	2	3.65	100,888	4	-1.06	99,294	8	-1.58	100,860	7	1.58	102,409	7	1.54
群馬県	96,140	16	2.02	94,947	19	-1.24	94,022	16	-0.97	94,730	19	0.75	94,933	20	0.21
埼玉県	90,795	26	0.29	90,638	25	-0.17	90,497	24	-0.16	91,027	29	0.59	91,005	33	-0.02
千葉県	95,639	18	1.95	95,601	16	-0.04	95,503	12	-0.10	96,549	15	1.10	96,507	15	-0.04
東京都	97,266	12	3.74	99,687	7	2.49	99,693	6	0.01	104,386	2	4.71	108,304	1	3.75
神奈川県	104,349	1	4.49	103,888	1	-0.44	99,306	7	-4.41	100,731	8	1.43	100,860	9	0.13
新潟県	91,510	25	3.60	90,831	24	-0.74	89,160	27	-1.84	90,893	30	1.94	91,978	30	1.19
富山県	96,781	13	2.49	95,791	14	-1.02	93,649	18	-2.24	93,452	22	-0.21	93,766	23	0.34
石川県	99,694	5	0.59	101,094	2	1.40	100,995	1	-0.10	103,395	4	2.38	104,196	4	0.77
福井県	95,123	19	0.41	95,736	15	0.64	94,700	15	-1.08	97,496	12	2.95	98,604	10	1.14
山梨県	99,356	6	2.42	99,418	8	0.06	100,243	2	0.83	101,690	6	1.44	102,475	6	0.77
長野県	85,388	39	1.57	85,475	38	0.10	86,522	35	1.23	89,940	33	3.95	93,597	24	4.07
岐阜県	99,099	8	▲0.17	100,116	5	1.03	99,970	3	-0.15	102,062	5	2.09	102,780	5	0.70
静岡県	101,589	3	▲0.36	100,924	3	-0.65	99,762	5	-1.15	99,430	9	-0.33	101,657	8	2.24
愛知県	97,976	11	1.26	98,228	10	0.26	96,701	10	-1.55	96,923	13	0.23	98,478	11	1.60
三重県	96,779	14	0.82	92,922	22	-3.98	92,231	21	-0.74	96,685	14	4.83	97,125	14	0.45
滋賀県	95,654	17	▲0.32	95,542	17	-0.12	93,762	17	-1.86	95,233	17	1.57	95,918	17	0.72
京都府	88,583	33	0.03	87,891	34	-0.78	85,785	37	-2.40	86,759	38	1.14	86,624	41	-0.16
大阪府	90,013	29	1.87	90,004	30	-0.01	88,524	31	-1.64	90,210	31	1.90	91,560	32	1.50
兵庫県	90,281	27	1.59	90,257	29	-0.03	89,673	26	-0.65	92,533	25	3.19	91,858	31	-0.73
奈良県	90,246	28	0.21	89,234	32	-1.12	88,146	32	-1.22	89,170	34	1.16	90,298	35	1.26
和歌山県	88,473	34	2.04	87,841	35	-0.71	87,437	34	-0.46	90,163	32	3.12	92,285	28	2.35
鳥取県	88,161	35	1.43	87,419	36	-0.84	86,172	36	-1.43	88,481	36	2.68	89,829	37	1.52
島根県	95,091	20	3.75	97,583	13	2.62	95,324	13	-2.32	97,775	11	2.57	98,119	12	0.35
岡山県	89,600	30	0.63	89,372	31	-0.25	87,685	33	-1.89	88,841	35	1.32	89,456	38	0.69
広島県	96,216	15	1.08	95,313	18	-0.94	93,240	19	-2.17	94,149	21	0.97	95,546	18	1.48
山口県	99,220	7	0.94	97,757	12	-1.47	96,299	11	-1.49	98,929	10	2.73	97,758	13	-1.18
徳島県	89,460	31	1.66	90,282	28	0.92	89,120	28	-1.29	91,475	27	2.64	92,119	29	0.70
香川県	93,965	21	2.46	93,409	20	-0.59	90,214	25	-3.42	91,912	26	1.88	92,792	27	0.96
愛媛県	84,069	41	2.22	83,040	44	-1.22	82,676	43	-0.44	84,551	43	2.27	85,210	43	0.78
高知県	84,054	42	1.69	84,560	39	0.60	84,740	38	0.21	87,561	37	3.33	90,414	34	3.26
福岡県	84,269	40	1.98	83,768	43	-0.59	83,451	41	-0.38	85,480	41	2.43	85,980	42	0.58
佐賀県	99,029	9	6.21	98,608	9	-0.43	99,923	4	1.33	104,901	1	4.98	105,384	3	0.46
長崎県	81,793	45	2.45	82,874	45	1.32	84,285	40	1.70	91,295	28	8.32	92,918	25	1.78
熊本県	88,740	32	1.71	88,305	33	-0.49	88,732	29	0.48	85,987	40	-3.09	90,004	36	4.67
大分県	87,314	36	0.12	86,211	37	-1.26	84,591	39	-1.88	86,301	39	2.02	86,842	39	0.63
宮崎県	86,979	37	0.91	90,453	26	3.99	91,024	23	0.63	93,256	23	2.45	94,621	21	1.46
鹿児島県	77,695	46	1.16	77,279	46	-0.54	76,449	46	-1.07	77,575	46	1.47	79,403	46	2.36
沖縄県	59,984	47	1.32	61,550	47	2.61	62,793	47	2.02	65,770	47	4.74	68,212	47	3.71
全国	93,175	-	2.52	93,203	-	0.03	92,124	-	-1.16	94,140	-	2.19	95,239	-	1.17

出典：平成30年度国民健康保険の現況（広島県）

## 5 保険者別収納率推移（現年度分）

番号	保険者名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	増減					順位				
							27~26	28~27	29~28	30~29	元~30	27	28	29	30	元
	市町計	91.29	92.18	92.71	93.16	-	0.47	0.88	0.53	0.45	-	-	-	-	-	-
	市計	91.06	91.96	92.51	92.99	-	0.47	0.90	0.55	0.48	-	-	-	-	-	-
	町計	94.97	95.54	95.78	95.78	-	0.58	0.58	0.24	0.00	-	-	-	-	-	-
1	広島市	88.53	90.15	91.08	91.99	92.36	0.92	1.62	0.94	0.90	0.37	23	23	22	22	22
2	呉市	93.72	94.51	95.20	95.72	95.82	▲ 0.44	0.79	0.69	0.52	0.10	18	15	11	8	8
3	竹原市	95.17	94.58	94.73	94.48	95.28	0.64	▲ 0.59	0.15	▲ 0.26	0.80	9	14	14	16	13
4	三原市	94.69	94.37	94.46	94.47	95.15	0.16	▲ 0.32	0.09	0.00	0.68	12	17	18	17	14
5	尾道市	94.34	94.22	94.58	94.86	95.58	0.12	▲ 0.12	0.37	0.28	0.72	13	18	17	15	9
8	福山市	90.58	90.99	91.06	91.22	91.34	0.01	0.42	0.07	0.16	0.12	22	22	23	23	23
9	府中市	93.58	94.19	94.71	96.26	95.99	▲ 0.17	0.61	0.52	1.55	▲ 0.27	19	19	16	6	6
10	三次市	95.95	96.45	96.77	97.16	96.99	0.15	0.50	0.32	0.39	▲ 0.23	7	4	3	2	4
11	庄原市	96.38	95.88	96.39	95.80	95.92	▲ 0.22	▲ 0.50	0.51	▲ 0.59	0.12	4	6	5	7	7
12	大竹市	94.03	94.65	94.75	94.16	94.56	▲ 0.81	0.62	0.10	▲ 0.58	0.40	16	13	13	20	17
14	府中町	93.95	95.35	95.95	96.42	96.11	1.38	1.40	0.60	0.47	▲ 0.31	17	8	7	5	5
16	海田町	94.10	94.79	95.29	95.50	95.09	▲ 0.28	0.69	0.50	0.21	▲ 0.41	15	12	9	11	15
19	熊野町	94.73	95.48	95.62	94.89	94.43	▲ 0.24	0.74	0.14	▲ 0.74	▲ 0.46	11	7	8	14	18
21	坂町	95.80	95.17	94.95	94.28	95.37	1.70	▲ 0.63	▲ 0.22	▲ 0.67	1.09	8	9	12	19	12
22	江田島市	93.58	93.71	94.30	94.46	94.31	▲ 0.87	0.13	0.59	0.16	▲ 0.15	20	20	19	18	19
28	廿日市市	95.08	95.05	95.29	95.62	95.51	0.40	▲ 0.03	0.24	0.33	▲ 0.11	10	10	10	10	11
44	安芸太田町	96.82	96.56	96.26	95.69	95.52	0.40	▲ 0.27	▲ 0.30	▲ 0.57	▲ 0.17	3	3	6	9	10
47	北広島町	94.14	94.85	94.73	95.01	94.82	0.26	0.71	▲ 0.12	0.28	▲ 0.19	14	11	15	12	16
51	安芸高田市	96.37	95.99	96.54	96.91	97.00	0.58	▲ 0.38	0.54	0.37	0.09	5	5	4	3	2
58	東広島市	92.82	93.13	93.38	93.24	93.39	0.67	0.32	0.24	▲ 0.14	0.15	21	21	21	21	21
73	大崎上島町	96.33	94.38	94.22	94.90	93.69	▲ 0.05	▲ 1.95	▲ 0.16	0.68	▲ 1.21	6	16	20	13	20
81	世羅町	97.48	97.25	97.29	96.90	97.33	0.27	▲ 0.23	0.05	▲ 0.40	0.43	2	2	2	4	1
92	神石高原町	98.90	98.65	98.76	98.28	97.00	0.47	▲ 0.25	0.12	▲ 0.48	▲ 1.28	1	1	1	1	2

出典：平成 30 年度国民健康保険の現況(広島県) 令和元年度収納率は速報値

収納率：現年収納額を現年調定額（居所不明者を除く。）で除して得た率

## 6 市町国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導実施率

### (1) 国及び広島県の市町国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導実施率

区分	特定健康診査(%)		特定保健指導(%)	
	全国	広島県	全国	広島県
平成 26 年度	35.4	23.9	23.0	29.2
平成 27 年度	36.3	25.7	23.6	28.8
平成 28 年度	36.6	26.7	24.7	29.5
平成 29 年度	37.2	28.3	25.6	29.7
平成 30 年度	37.9	30.2	28.9	30.3

(※全国値：H30 年度は国民健康保険中央会まとめ、H26～29 年度は厚生労働省公表資料、広島県値：国民健康保険中央会まとめ)

### (2) 市町村国民健康保険定健康診査・特定保健指導実施率

市町名	特定健康診査(%)		特定保健指導(%)	
	H29 年度	H30 年度	H29 年度	H30 年度
広島市	21.2	25.2	35.5	35.6
呉市	28.1	29.6	24.4	27.7
竹原市	34.7	38.9	26.3	22.7
三原市	27.9	27.0	27.4	28.9
尾道市	37.2	36.9	40.2	38.5
福山市	27.6	28.2	27.6	29.5
府中市	38.7	39.5	11.2	13.5
三次市	37.2	37.8	17.3	22.7
庄原市	43.6	50.5	22.5	22.0
大竹市	34.6	36.2	51.9	37.0
東広島市	32.7	32.0	31.6	26.1
廿日市市	39.8	40.6	16.2	15.6
安芸高田市	52.4	52.0	32.0	40.9
江田島市	35.4	33.4	19.7	2.6
府中町	37.1	35.4	11.5	7.5
海田町	30.4	35.5	64.3	68.2
熊野町	34.2	31.3	21.5	34.2
坂町	28.9	24.6	5.1	14.3
安芸太田町	41.8	42.6	62.0	31.7
北広島町	45.5	45.4	33.8	35.2
大崎上島町	26.7	28.0	9.3	18.8
世羅町	48.9	50.0	34.9	48.4
神石高原町	49.3	48.9	19.1	26.2
広島県	28.3	30.2	29.7	30.3

(※広島県値：国民健康保険中央会まとめ、各市町値：法定報告値)

(3) 市町村国民健康保険の都道府県別特定健康診査・特定保健指導実施率

都道府県名	特定健康診査(%)		特定保健指導(%)	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
北海道	28.1	29.5	33.5	34.8
青森県	37.1	38.0	44.4	46.2
岩手県	44.4	45.4	20.9	22.2
宮城県	47.7	48.3	17.4	17.8
秋田県	37.0	37.3	20.9	22.2
山形県	47.0	48.7	40.6	43.3
福島県	41.9	42.8	29.2	31.9
茨城県	36.9	38.0	30.6	33.0
栃木県	35.4	36.6	33.1	33.5
群馬県	41.4	41.6	14.7	17.4
埼玉県	39.6	40.3	17.6	20.0
千葉県	40.1	40.7	21.8	23.7
東京都	44.9	44.7	14.5	15.3
神奈川県	27.4	28.4	10.9	11.2
新潟県	43.8	44.2	38.5	43.0
富山県	43.9	44.7	28.7	31.7
石川県	45.6	46.1	56.8	57.8
福井県	32.9	34.6	34.3	34.8
山梨県	44.8	45.9	47.9	47.2
長野県	46.5	46.9	56.0	58.0
岐阜県	37.9	39.6	39.0	41.3
静岡県	38.0	38.4	37.0	36.6
愛知県	39.7	39.7	16.8	19.0
三重県	42.5	43.2	15.8	15.4
滋賀県	38.8	40.7	34.7	38.2
京都府	33.6	34.0	19.9	20.9
大阪府	30.3	30.8	16.6	18.5
兵庫県	35.4	35.1	22.3	25.4
奈良県	31.6	32.1	15.8	22.1
和歌山県	33.6	35.5	30.9	32.4
鳥取県	32.2	33.5	32.2	28.6
島根県	44.1	45.4	24.1	28.2
岡山県	29.5	29.3	13.2	16.3
広島県	28.3	30.2	29.7	30.3
山口県	26.7	28.0	17.7	17.8
徳島県	35.1	36.3	76.5	73.4
香川県	42.2	42.1	25.9	30.6
愛媛県	30.6	33.1	31.2	35.2
高知県	36.5	38.3	23.9	24.4
福岡県	33.5	34.8	43.2	45.5
佐賀県	41.3	43.0	61.6	60.9
長崎県	39.4	39.5	53.7	58.8
熊本県	35.8	37.6	51.5	51.1
大分県	41.8	42.4	40.6	44.8
宮崎県	36.1	36.7	45.0	51.1
鹿児島県	41.3	44.1	45.4	48.6
沖縄県	39.1	39.3	60.0	63.8
全 国	37.2	37.9	26.9	28.9

(※国民健康保険中央会まとめ)

7 財政収支の状況  
(1) 一般会計繰入金（法定外）の内訳

県内市町の合計

(単位:千円)

区分	決算補填等目的							小計
	決算補填等目的のもの		保険者の政策によるもの		過年度の赤字によるもの			
保険料の収納不足のため	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	累積赤字補填のため	公債費等、借入金利息		
平成30年度	9,300	0	660,106	18,893	0	0	1,583,944	2,272,243
平成29年度	0	0	374,974	0	0	0	699,279	1,074,253

区分	決算補填等以外の目的								合計
	保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納稅報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	
平成30年度	116,614	886,485	91,156	3,366	0	0	0	-568,843	528,778 2,801,021
平成29年度	88,493	829,522	195,814	3,329	0	0	0	-2,444,245	-1,327,087 -252,834

(2) 実質収支状況(平成30年度)

番号	保険者名	決算収支									
		収入					支出				
		計 ① (円)	一般 ②=①-③-④-⑤ (円)	退職 ③ (円)	後期 ④ (円)	介護 ⑤ (円)	計 ⑥ (円)	一般 ⑦=⑥-⑧-⑨-⑩ (円)	退職 ⑧ (円)	後期 ⑨ (円)	介護 ⑩ (円)
	市町計	290,239,124,227	269,217,614,210	1,440,223,871	14,835,461,731	4,745,824,415	288,121,478,926	265,763,359,726	1,540,152,119	15,859,684,135	4,958,282,946
1	広島市	117,110,251,559	108,165,625,860	532,411,703	6,364,683,852	2,047,530,144	117,110,251,559	107,838,221,964	532,768,589	6,606,467,433	2,132,793,573
2	呉市	24,707,410,002	22,883,141,228	47,317,266	1,414,259,634	362,691,874	24,131,236,954	22,555,244,755	84,465,170	1,173,033,941	318,493,088
3	竹原市	3,362,884,531	3,142,652,489	20,727,208	152,289,207	47,215,627	3,361,562,194	3,128,319,591	22,437,694	160,603,907	50,201,002
4	三原市	10,767,583,634	9,997,765,519	67,868,025	551,475,751	150,474,339	10,323,478,778	9,522,615,109	83,795,649	558,170,075	158,897,945
5	尾道市	16,274,881,593	15,079,873,845	95,261,881	841,988,469	257,757,398	16,229,903,137	15,008,316,790	95,577,993	859,313,208	266,695,146
8	福山市	45,927,808,924	42,853,258,978	248,611,062	2,044,622,965	781,315,919	45,618,843,430	41,910,059,012	296,229,108	2,563,617,431	848,937,879
9	府中市	4,155,521,942	3,822,779,970	26,177,344	226,980,172	79,584,456	4,078,261,505	3,766,250,433	26,615,570	213,263,798	72,131,704
10	三次市	5,664,586,583	5,397,223,636	56,717,445	135,981,668	74,663,834	5,661,540,095	5,233,148,796	52,821,448	285,825,550	89,744,301
11	庄原市	4,247,054,962	3,935,473,628	38,556,955	211,881,837	61,142,542	4,134,338,114	3,823,699,999	42,098,901	205,412,777	63,126,437
12	大竹市	3,466,196,855	3,210,165,343	26,920,235	177,671,275	51,440,002	3,461,699,654	3,206,990,594	22,661,777	181,436,963	50,610,320
14	府中町	4,912,509,593	4,516,962,520	28,003,899	264,696,152	102,847,022	4,804,407,935	4,431,145,649	28,819,001	248,778,409	95,664,876
16	海田町	2,526,931,560	2,337,346,581	9,263,389	130,765,537	49,556,053	2,510,620,515	2,319,934,334	9,233,513	132,699,994	48,752,674
19	熊野町	2,779,258,243	2,629,638,773	18,087,940	98,029,627	33,501,903	2,727,888,231	2,547,084,641	18,087,940	125,057,469	37,658,181
21	坂町	1,440,549,193	1,354,793,907	2,529,450	65,206,709	18,019,127	1,409,894,791	1,314,374,918	3,911,272	72,862,266	18,746,335
22	江田島市	3,778,097,527	3,523,145,869	26,576,589	173,068,839	55,306,230	3,749,335,847	3,488,287,292	25,506,464	181,854,062	53,688,029
28	廿日市市	12,263,395,140	11,480,234,745	73,425,671	538,110,300	171,624,424	12,222,356,933	11,154,524,911	70,938,172	777,579,389	219,314,461
44	安芸太田町	934,351,091	885,245,764	4,193,946	37,407,865	7,503,516	933,739,691	881,758,997	3,913,234	39,916,232	8,151,228
47	北広島町	2,111,656,925	1,968,334,223	7,134,844	102,245,333	33,942,525	2,085,854,415	1,934,879,917	14,198,334	102,468,097	34,308,067
51	安芸高田市	3,539,385,049	3,326,639,105	18,107,737	153,095,476	41,542,731	3,459,253,814	3,212,660,247	18,321,458	180,366,726	47,905,383
58	東広島市	16,361,464,705	15,065,369,916	64,364,307	969,335,890	262,394,592	16,320,736,277	14,975,084,561	58,725,043	1,006,298,895	280,627,778
73	大崎上島町	1,061,837,626	999,235,501	5,292,799	48,712,031	8,597,295	1,061,596,458	991,732,325	5,997,646	49,530,038	14,336,449
81	世羅町	1,794,772,280	1,648,117,312	19,106,986	96,542,434	31,005,548	1,731,071,009	1,585,181,337	19,434,288	95,868,137	30,587,247
92	神石高原町	1,050,734,710	994,589,498	3,567,190	36,410,708	16,167,314	993,607,590	933,843,554	3,593,855	39,259,338	16,910,843

番号	保険者名	決算収支					国庫・県支出金 精算額	一般分 の未払額 ⑯(円)	未払額に 対応する 国庫負担相当額 ⑰(円)	実質収支 差引額 ⑲=⑫+⑯-⑰+⑱(円)				
		収支差引残												
		計 ⑪(円)	一般 ⑫-(⑪-⑬-⑭-⑮)(円)	退職 ⑬(円)	後期 ⑭(円)	介護 ⑮(円)								
	市町計	2,117,645,301	3,454,254,484	▲ 99,928,248	▲ 1,024,222,404	▲ 212,458,531	3,243,386,510	8,484	3,000	6,697,640,994				
1	広島市	0	327,403,896	▲ 356,886	▲ 241,783,581	▲ 85,263,429	1,353,863,373	0	0	1,681,267,269				
2	呉市	576,173,048	327,896,473	▲ 37,147,904	241,225,693	44,198,786	254,960,504	0	0	582,856,977				
3	竹原市	1,322,337	14,332,898	▲ 1,710,486	▲ 8,314,700	▲ 2,985,375	25,493,125	0	0	39,826,023				
4	三原市	444,104,856	475,150,410	▲ 15,927,624	▲ 6,694,324	▲ 8,423,606	116,321,790	0	0	591,472,200				
5	尾道市	44,978,456	71,557,055	▲ 316,112	▲ 17,324,739	▲ 8,937,748	110,259,617	0	0	181,816,672				
8	福山市	308,965,494	943,199,966	▲ 47,618,046	▲ 518,994,466	▲ 67,621,960	637,054,463	0	0	1,580,254,429				
9	府中市	77,260,437	56,529,537	▲ 438,226	13,716,374	7,452,752	34,365,874	0	0	90,895,411				
10	三次市	3,046,488	164,074,840	3,895,997	▲ 149,843,882	▲ 15,080,467	62,423,434	0	0	226,498,274				
11	庄原市	112,716,848	111,773,629	▲ 3,541,946	6,469,060	▲ 1,983,895	70,599,719	0	0	182,373,348				
12	大竹市	4,497,201	3,174,749	4,258,458	▲ 3,765,688	829,682	22,412,704	0	0	25,587,453				
14	府中町	108,101,658	85,816,871	▲ 815,102	15,917,743	7,182,146	50,368,083	8,484	3,000	136,179,470				
16	海田町	16,311,045	17,412,247	29,876	▲ 1,934,457	803,379	26,864,440	0	0	44,276,687				
19	熊野町	51,370,012	82,554,132	0	▲ 27,027,842	▲ 4,156,278	36,100,180	0	0	118,654,312				
21	坂町	30,654,402	40,418,989	▲ 1,381,822	▲ 7,655,557	▲ 727,208	27,267,846	0	0	67,686,835				
22	江田島市	28,761,680	34,858,577	1,070,125	▲ 8,785,223	1,618,201	40,589,136	0	0	75,447,713				
28	廿日市市	41,038,207	325,709,834	2,487,499	▲ 239,469,089	▲ 47,690,037	105,415,139	0	0	431,124,973				
44	安芸太田町	611,400	3,486,767	280,712	▲ 2,508,367	▲ 647,712	310,422	0	0	3,797,189				
47	北広島町	25,802,510	33,454,306	▲ 7,063,490	▲ 222,764	▲ 365,542	24,211,585	0	0	57,665,891				
51	安芸高田市	80,131,235	113,978,858	▲ 213,721	▲ 27,271,250	▲ 6,362,652	43,923,182	0	0	157,902,040				
58	東広島市	40,728,428	90,285,355	5,639,264	▲ 36,963,005	▲ 18,233,186	174,064,379	0	0	264,349,734				
73	大崎上島町	241,168	7,503,176	▲ 704,847	▲ 818,007	▲ 5,739,154	22,263,135	0	0	29,766,311				
81	世羅町	63,701,271	62,935,975	▲ 327,302	674,297	418,301	▲ 3,925,932	0	0	59,010,043				

#### 出典：平成 30 年度国民健康保険の現況（広島県）

実質収支：一般被保険者の医療分に係る決算収支の収支差引残に国庫・県支出金精算額を加え、一般被保険者に係る未払額（国庫負担相当額を除く。）を差し引いたもの

(3) 単年度経常収支状況（平成30年度）

番号	保険者名	平成29年度							平成30年度						
		実質収支 ①	繰越金 ②	前年度 繰上 充用金 ③	基金等 繰入金 ④	基金等 積立金 ⑤	単年度経常 収支 ①-②+③-④+⑤	単年度経常収支 (2(1)表の後期分・ 介護分収支含む)	実質収支 ①	繰越金 ②	前年度 繰上 充用金 ③	基金等 繰入金 ④	基金等 積立金 ⑤	単年度経常 収支 ①-②+③-④+⑤	単年度経常収支 (2(1)表の後期分・ 介護分収支含む)
市町計	市町計	12,913,921	4,927,913	0	336,453	2,251,168	9,900,723	2,011,208	6,690,743	6,412,052,071	0	1,603,156,714	2,849,429,315	1,524,964	288,283
1	広島市	2,493,291	0	0	0	0	2,493,291	▲ 742,376	1,681,267	0	0	0	0	1,681,267	1,354,220
2	呉市	1,184,781	1,243,294	0	0	622,000	563,488	231,634	582,857	1,065,442	0	600,000	533,000	▲ 549,585	▲ 264,161
3	竹原市	159,467	26,631	0	0	1,153	133,989	64,427	39,826	57,114	0	4,000	1,370	▲ 19,918	▲ 31,218
4	三原市	702,081	321,462	0	0	87,952	468,571	266,817	591,472	553,129	0	0	0	38,343	23,225
5	尾道市	684,312	416,464	0	0	532,584	800,431	471,830	181,817	387,760	0	237,933	246,065	▲ 197,811	▲ 224,074
8	福山市	3,481,807	1,644,390	0	174,710	697,819	2,360,526	620,589	1,580,254	2,199,670	0	417,792	1,157,410	120,202	▲ 466,414
9	府中市	202,996	72,619	0	0	72,619	202,996	114,878	90,895	129,691	0	0	82,095	43,300	64,469
10	三次市	331,217	71,111	0	0	3	260,109	18,199	226,498	117,686	0	24,942	3	83,873	▲ 81,052
11	庄原市	201,591	49,281	0	0	40,030	192,340	96,169	182,373	183,476	0	0	70,023	68,920	73,405
12	大竹市	80,147	4,343	0	57,000	67	18,871	▲ 58,394	25,587	706	0	43,000	62	▲ 18,056	▲ 20,992
14	府中町	171,675	86	0	43	43	171,588	60,437	136,179	110,179	0	0	55,090	81,090	104,190
16	海田町	161,086	14,178	0	0	0	146,908	61,310	44,277	36,780	0	0	0	7,496	6,365
19	熊野町	195,297	18,340	0	0	0	176,958	93,187	118,654	144,863	0	0	90,000	63,792	32,608
21	坂町	76,162	28,350	0	0	0	47,812	9,962	67,687	57,319	0	0	0	10,368	1,985
22	江田島市	94,715	6,993	0	104,000	99	▲ 16,179	▲ 106,702	75,448	4,576	0	54,771	21	16,121	8,954
28	廿日市市	839,993	108,012	0	0	1,281	733,263	365,576	431,125	124,240	0	142,000	2,137	167,022	▲ 120,137
44	安芸太田町	89,764	76,334	0	699	47,411	60,142	34,217	3,797	32,830	0	31,387	32,030	▲ 28,390	▲ 31,546
47	北広島町	192,146	139,758	0	0	8,000	60,388	▲ 6,247	57,666	137,201	0	0	96,000	16,465	15,876
51	安芸高田市	400,966	367,850	0	0	102,531	135,647	53,128	157,902	354,628	0	0	187,200	▲ 9,525	▲ 43,159
58	東広島市	866,242	71,849	0	0	679	795,071	382,920	264,350	526,624	0	0	250,544	▲ 11,730	▲ 66,926
73	大崎上島町	32,368	11,279	0	0	30,022	51,110	19,130	29,766	17,059	0	22,798	250	▲ 9,840	▲ 16,398
81	世羅町	149,919	143,929	0	0	0	5,990	▲ 35,137	59,010	83,629	0	0	0	▲ 24,619	▲ 23,526
92	神石高原町	121,897	91,360	0	0	6,875	37,412	▲ 4,348	62,034	87,450	0	24,533	46,130	▲ 3,820	▲ 7,412

出典：平成30年度国民健康保険の現況（広島県）

単年度経常収支：実質収支から一般被保険者の医療分に係る繰越金と基金等繰入金を差し引き、基金等積立金と前年度繰上充用金を加えたもの

(4) 赤字削減・解消計画に基づく平成30年度実績について

市町	赤字削減・解消計画							平成30年度実績				
	平成30年度 赤字発生見込額	赤字発生の原因	赤字削減の基本方針	年度別計画及び実績								
広島市	934,413千円※  ※保険者努力支援制度の392,968千円を充当した上で、541,445千円の決算補填等の法定外一般会計繰入を行う。	国保の県単位化に伴い、県から示された平成30年度の「一人あたり保険料額は、平成29年度の「一人あたり保険料額」より高い。また、収納率の実績は、保険料を設定する際の予定収納率より低くなっている。○一人あたり保険料額を医療費の伸び分のほか、令和6年度まで、毎年度0.4%ポイントずつ段階的に引き上げる。 ○データヘルス計画の策定、特定検診・特定保健指導の実施、糖尿病性腎症重症化予防、脳卒中・心不全再発予防、重複・頻回受診者や重複多剤服薬者への保健指導、後発医薬品差額通知の送付等により、医療費の適正化を図る。	○現年度分収納率を毎年度0.3%ポイント程度上昇させ、令和6年度に93.0%とする。このため、口座振替による納付の原則化の徹底、Web口座振替受付サービスの導入、口座振替登録のインセンティブ事業を実施するとともに、引き続き、滞納整理事務を収納対策部で一元的に実施する等の滞納者整理に取り組む。	(単位:千円)								
				年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計	
			計画	赤字限度額	934,413	778,678	622,943	467,208	311,473	155,738	—	令和元年度予当初算編成において、保険料収納率の平成30年度決算見込みが想定を上回ったことを受け、当初予算における収納率を計画値の91.5%から91.8%に上方修正したことによって保険料収入に係る予算額が増加したことなどにより、平成30年度当初予算と比べて、計画額を75,481千円上回る231,216千円を削減した。
			計画	法定外繰入予定	541,445	778,678	622,943	467,208	311,473	0	—	
			計画	保険者努力交付金	392,968						—	
			計画	赤字削減予定額	155,735	155,735	155,735	155,735	155,735	155,738	934,413	
			計画	赤字削減額実績	231,216							
				※赤字解消資源については、法定外繰入と保険者努力支援制度交付金の併用とするが、令和元年度以降については、交付金の交付額が不明ため法定外繰入として整理している。								
三次市	100,000千円	被保険者の負担軽減を図るため、保険税率を据え置いていたため。	令和元年度、3年度、5年度に段階的に税率を引き上げる。また、発生する実質的な赤字は、財政調整基金による補填との併用により対応する。	(単位:千円)					赤字解消計画に基づき、①収納率の向上に努め、現年度分収納率H29: 96.77%→H30: 97.20%に向上した。②医療費の適正化に努め、レセプト点検・第三者行為求償・不当利得返還金求償（一人当たり財政効果額H29: 1,607円→H30: 1,718円）、重複・頻回受診啓発指導、ジェネリック医薬品普及啓発（後発品普及率（数量）（1年移動平均）H29: 65.52%→H30: 69.80%）等を行った。			
			計画	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計	
			計画	赤字限度額	100,000	80,000	80,000	80,000	55,000	55,000	—	
			計画	法定外繰入予定	80,000	80,000	80,000	55,000	55,000	0	—	
			計画	赤字削減予定額	20,000	0	0	25,000	0	55,000	100,000	
			計画	赤字削減額実績	20,000							
大崎上島町	13,319千円	被保険者の負担軽減を図るため、保険税率を据え置いていたため。	保険料率を段階的に税率を引き上げる。	(単位:千円)					赤字解消計画に基づき、①収納率の向上に努め、現年度分収納率H29: 94.13%→H30: 94.92%に向上した。②医療費の適正化に努め、レセプト点検（一人あたり財政効果額H29: 1,602円→H30: 2,022円）、ジェネリック医薬品普及啓発（ジェネリック医薬品使用割合H29: 37%→H30: 41%）等を行った。			
			計画	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計	
			計画	赤字限度額	13,319	13,319	10,655	7,991	5,327	2,663	—	
			計画	法定外繰入予定	13,319	10,655	7,991	5,327	2,663	0	—	
			計画	赤字削減予定額	0	2,664	2,664	2,664	2,664	2,663	13,319	
			計画	赤字削減額実績	4,019							

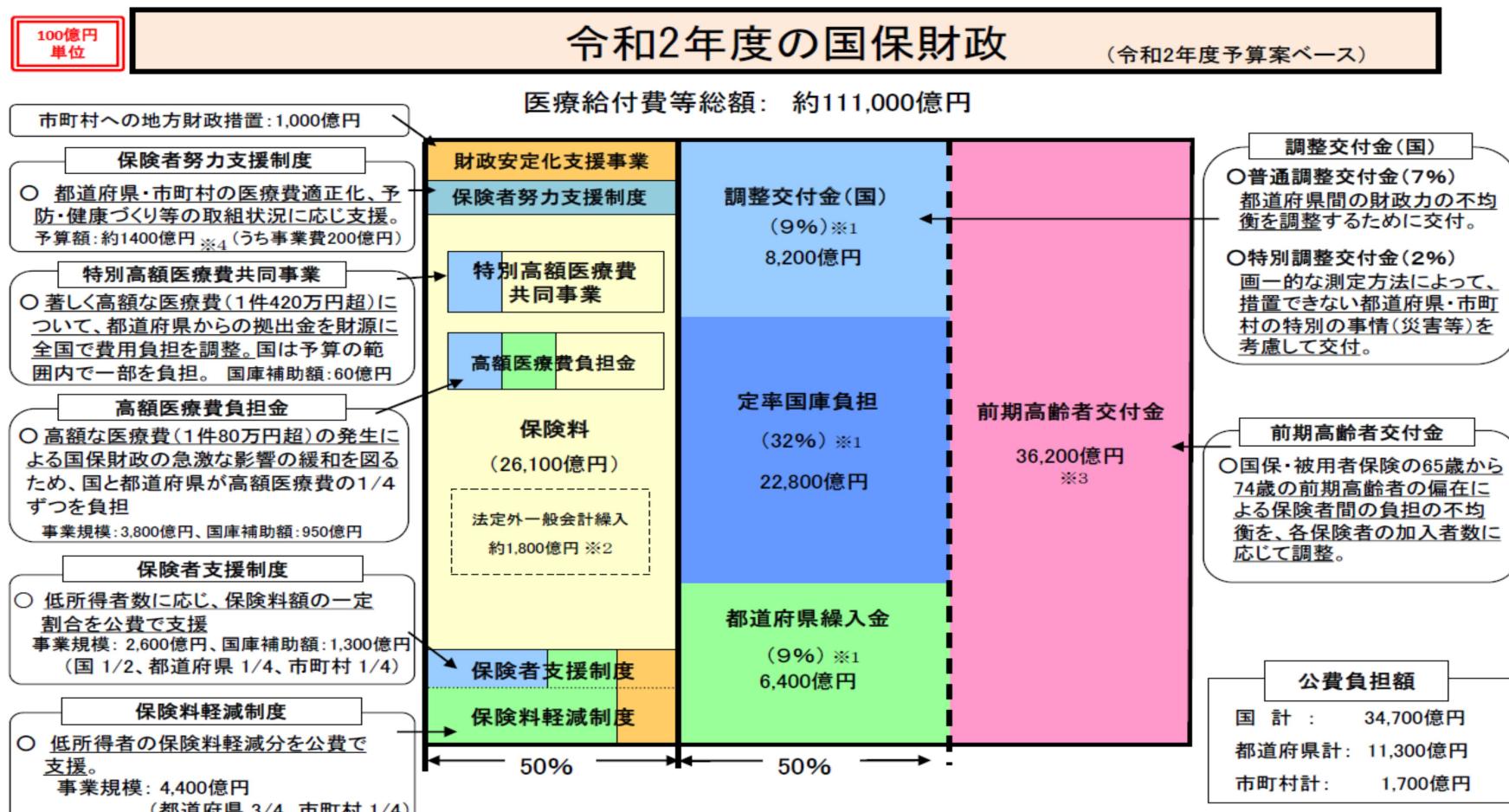
## 8 市町国民健康保険の状況など

### (1) 市町国民健康保険の状況（平成 30 年度）

- 一人当たり医療費 … 最も高い市町と低い市町では、約1.33倍の差がある。
- 一人当たり保険料(税) … 最も高い市町と低い市町では、約1.42倍の差がある。
- 収納率 … 被保険者の多い都市部で低い傾向にある。
- 法定外繰入の割合 … 30年度の“保険給付費”に対する法定外繰入の割合。
- その他 … 累積赤字のある市町はない。

保険者名	被保険者 (年度平均) (人)	一人当たり 医療費 (円)	順位	一人当たり 保険料(税) (円)	順位	(現年) 収納率 (%)	順位	財政調整 基金 (千円)	法定外 繰入額 (千円)	
全国※	29,570,555	362,159		95,239		92.45		—	—	
広島県	市町計	571,553	404,927	101,894	—	94.03	—	12,509,714	2,788,856	繰入割合 (%)
	市 計	535,348	408,783			92.99		11,335,899	2,690,265	
	町 計	36,205	407,108			95.78		1,173,815	98,591	
広島市	230,089	415,723	13	102,032	1	91.99	22	0	2,208,572	2.7%
吳市	44,250	450,390	5	91,846	7	95.72	8	2,815,640	0	—
竹原市	6,128	465,931	3	82,447	19	94.48	16	425,699	14,988	0.6%
三原市	20,607	412,650	15	91,062	9	94.47	17	550,749	30,462	0.4%
尾道市	31,355	423,896	11	86,781	16	94.86	15	1,362,229	39,056	0.3%
福山市	96,803	365,094	23	90,863	11	91.22	23	1,882,891	110,378	0.4%
府中市	8,187	403,337	16	89,716	12	96.26	6	407,182	12,183	0.4%
三次市	10,589	453,254	4	84,189	18	97.16	2	266,294	114,348	2.8%
庄原市	7,721	432,528	10	96,497	5	95.80	7	258,065	19,551	0.7%
大竹市	6,432	448,225	7	97,290	4	94.16	20	178,936	771	0.0%
府中町	9,326	420,923	12	101,645	2	96.42	5	55,090	13,238	0.4%
海田町	5,495	379,005	19	87,599	15	95.50	11	80,600	6,202	0.4%
熊野町	5,394	413,213	14	89,492	13	94.89	14	90,000	23,223	1.2%
坂町	2,631	442,526	8	81,522	20	94.28	19	0	13,547	1.4%
江田島市	6,627	486,108	1	88,563	14	94.46	18	0	45,216	1.7%
廿日市市	25,321	390,726	17	100,493	3	95.62	10	605,403	31,006	0.4%
安芸太田町	1,510	449,491	6	77,565	22	95.69	9	244,482	22,974	4.0%
北広島町	4,202	383,390	18	92,242	6	95.01	12	220,396	5,760	0.4%
安芸高田市	6,153	432,637	9	91,288	8	96.91	3	1,195,728	0	—
東広島市	35,086	375,219	21	90,986	10	93.24	21	1,387,083	63,734	0.6%
大崎上島町	1,881	470,697	2	78,873	21	94.90	13	70,873	9,300	1.3%
世羅町	3,700	373,291	22	86,538	17	96.90	4	249,997	4,347	0.4%
神石高原町	2,066	378,370	20	71,739	23	98.28	1	162,377	0	—

出典：平成 30 年度国民健康保険の現況（広島県）



(3) 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (平成30年3月末)	1,716	1	1,394	85	47
加入者数 (平成30年3月末)	2,870万人 (1,816万世帯)	3,893万人 <small>(被保険者2,320万人) 被扶養者1,573万人</small>	2,948万人 <small>(被保険者1,649万人) 被扶養者1,299万人</small>	865万人 <small>(被保険者453万人) 被扶養者411万人</small>	1,722万人
加入者平均年齢 (平成29年度)	52.9歳	37.5歳	34.9歳	33.0歳	82.4歳
65~74歳の割合 (平成29年度)	41.9%	7.2%	3.2%	1.5%	1.9% <sup>(※1)</sup>
加入者一人当たり 医療費(平成29年度)	36.3万円	17.8万円	15.8万円	16.0万円	94.5万円
加入者一人当たり 平均所得 <sup>(※2)</sup> (平成29年度)	86万円 <small>(一世帯当たり) 136万円</small>	151万円 <small>(一世帯当たり) 254万円</small>	218万円 <small>(一世帯当たり) 388万円</small>	242万円 <small>(一世帯当たり) 460万円</small>	84万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成29年度) <sup>(※4)</sup> <事業主負担込>	8.7万円 <small>(一世帯当たり) 13.9万円</small>	11.4万円<22.8万円> <small>(被保険者一人当たり) 19.1万円&lt;38.3万円&gt;</small>	12.7万円<27.8万円> <small>(被保険者一人当たり) 22.7万円&lt;49.7万円&gt;</small>	14.2万円<28.4万円> <small>(被保険者一人当たり) 27.1万円&lt;54.1万円&gt;</small>	7.0万円
保険料負担率	10.2%	7.5%	5.8%	5.9%	8.4%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額 <sup>(※5)</sup> (令和元年度予算ベース)	4兆4,156億円 (国3兆1,907億円)	1兆2,010億円 (全額国費)	739億円 (全額国費)		8兆2300億円 (国5兆2,736億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「難損失の横越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを  
年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

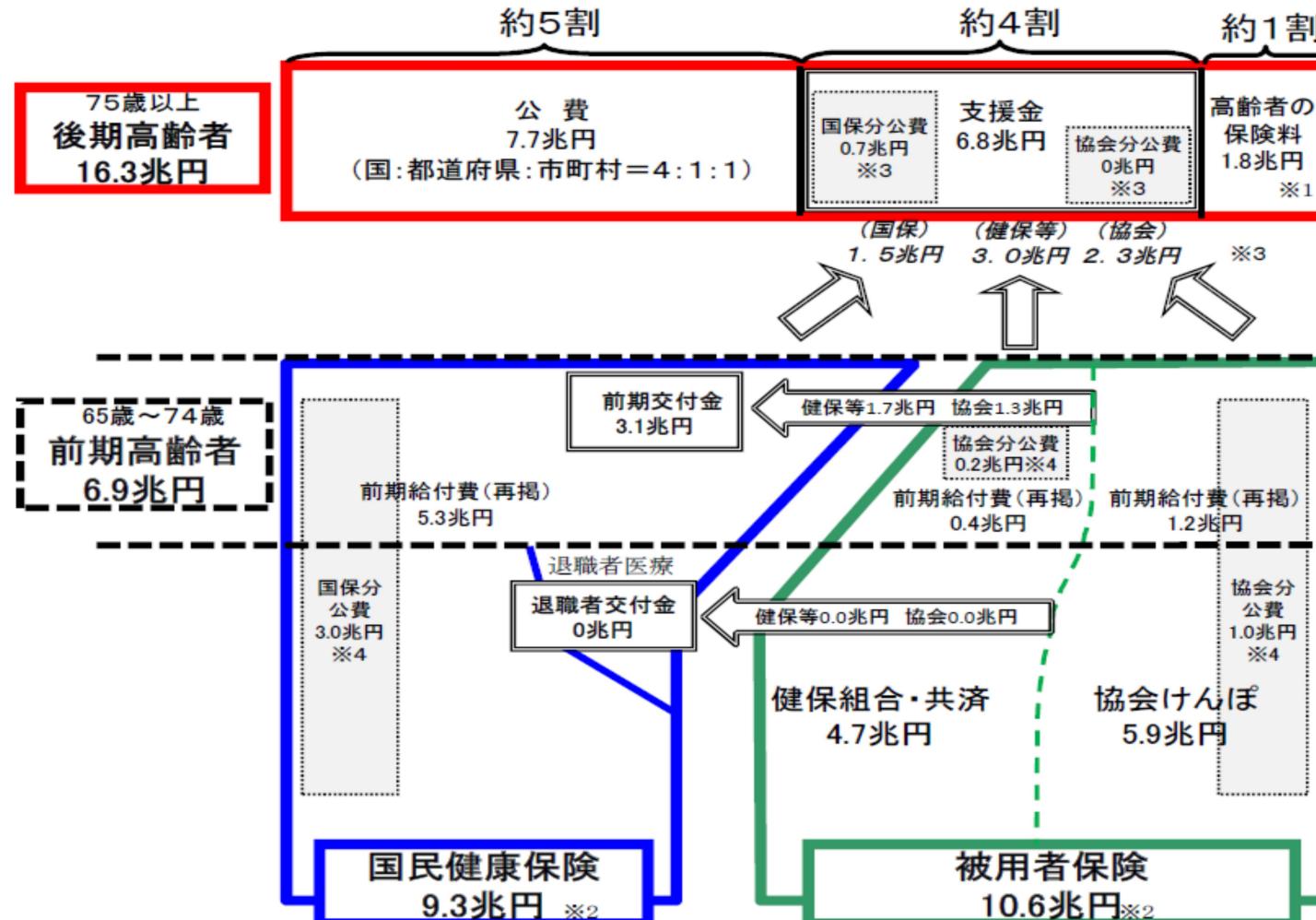
協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬額総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定期額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診、特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

## 医療保険制度の財源構成（医療給付費・令和元年度予算ベース）



※1 後期高齢者の保険料は、低所得者等に係る軽減分を考慮していない（保険料軽減措置や高額医療費の支援等の公費0.5兆円を含む）。

※2 国民健康保険（9.3兆円）及び被用者保険（10.6兆円）は、各制度の給付費を示しており、他制度への納付金や支援金を含まない。

※3 各医療保険者が負担する後期支援金及び当該支援金に係る公費は、後期支援金に係る前期財政調整を含む。

※4 国保分公費は、保険料軽減措置等に係る公費を除き、協会分公費は減額特例措置（▲394億円）を除く。

## 保険者努力支援制度の取組について

R2.7.27 広島県国民健康保険課

### 1 概要

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者（都道府県・市町村）における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて国が交付金を交付する制度

### 2 広島県及び県内市町の取組状況（全国順位及び獲得点）

#### (1) 県分

評価指標	平成30年度	平成31年度	令和2年度
<b>総合順位</b>	5位	22位	25位
市町村指標の評価	31位	33位	—
医療費水準	5位	4位	—
都道府県の取組	5位	40位	—
<b>獲得点合計</b> ※( )満点	150点(210点)	175点(255点)	161点(310点)
【指標1】 市町村指標の評価	61点(100点)	56点(100点)	50点(110点)
【指標2】 医療費水準	30点(50点)	30点(50点)	43点(80点)
【指標3】 都道府県の取組	59点(60点)	89点(105点)	68点(120点)
<b>一人当たり交付額</b>	2,025円(6位)	2,165円(12位)	2,218円(19位)
市町村指標の評価	662円(31位)	704円(36位)	—
医療費水準	794円(5位)	965円(4位)	—
都道府県の取組	569円(5位)	496円(39位)	—
<b>国民健康保険保険者努力支援交付金(都道府県評価分)</b>	1,228,411千円	1,258,554千円	1,240,727千円

#### 《評価》

##### ○ 市町村指標の都道府県単位評価

「特定健康診査の実施率」(1点/12点), 「特定保健指導の実施率」(0点/12点), 「後発医薬品の使用割合」(5点/22点), 「保険料(税)収納率」(5点/20点)の評価が低いことが低得点の要因となっている。

##### ○ 医療費水準

「年齢調整後の一人当たり医療費の改善状況」で満点(40点)をとったことで全国平均以上の得点を獲得できたが, 「年齢調整後の一人当たり医療費」(0点/20点), 「重症化予防のマクロ的評価(当年度の実績)」(3点/10点), 「重症化予防のマクロ的評価(前年度の実績)」(0点/10点)の評価が低い。

##### ○ 都道府県の取組

「重症化予防の取組等」(5点/25点), 「市町村への指導・助言等」(3点/10点), 「医療提供体制適正化の推進」(0点/25点)の評価が低いことが低得点の要因となっている。

## (2) 市町分

評価指標	平成30年度	平成31年度	令和2年度
<b>総合順位</b>	16位	30位	34位
<b>獲得点合計</b> ※（）満点 ・全国平均以上「○」 ・全国平均以下「×	425点（790点）	486点（880点）	516点（995点）
× 特定健診・特定保健指導・メタボ関連	37点（150点）	43点（150点）	24点（190点）
× がん検診・歯周病検診	33点（55点）	28点（55点）	9点（70点）
× 糖尿病重症化予防	72点（100点）	80点（100点）	94点（120点）
○ 個人インセンティブ	73点（95点）	74点（90点）	102点（110点）
× 重複服薬	21点（35点）	30点（50点）	35点（50点）
× 後発医薬品	40点（75点）	52点（135点）	27点（130点）
× 収納率	30点（100点）	35点（100点）	31点（100点）
× データヘルス計画	29点（40点）	42点（50点）	38点（40点）
○ 医療費通知	23点（25点）	25点（25点）	24点（25点）
× 地域包括ケア推進	14点（25点）	14点（25点）	13点（25点）
× 第三者求償	24点（40点）	27点（40点）	27点（40点）
○ 適正・健全な事業運営	29点（50点）	36点（60点）	73点（95点）
<b>一人当たり交付額</b>	1,890円（7位）	1,784円（27位）	1,916円（22位）
<b>国民健康保険保険者努力支援交付金（市町村評価分）</b>	1,146,387千円	1,036,986千円	1,072,229千円

（市町における一人当たり交付額）

項目	H31	R1
一人当たり交付額	1,784円	1,916円
全国順位	27位	22位

## 3 今後の対応

県は、得点が取れていない評価指標項目について、その要因を検証し、得点の獲得に向け、市町への支援を行う。

# 国民健康保険料の納付は

便利で安心な

## 口座振替をご利用ください。

広島県では県内全 23 市町の国民健康保険料の納付方法を原則「口座振替」と定めています。まだ、変更していない方はこの機会にぜひ、お手続きください。

※年金から国民健康保険料を納付される場合を除く。



### 保険料の納付を口座振替に変更すると…

便利



納期のつど金融機関等に  
納めに出かける手間が省けます!

安心



自動引き落としなので、  
納め忘れの心配がありません!



広島県国民健康保険  
イメージキャラクター  
「コッピー」

### 口座振替へのお手続きについては、 お住まいの市区町窓口へお問い合わせください。

広島県国民健康保険

(広島県国民健康保険は、広島県・県内全 23 市町で構成されています。)

広島県健康保険課 ☎ 082-000-0000 詳しくは▶

広島県国民健康保険

検索▶

